

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者計画

平成 27 年度～平成 29 年度

「中間のまとめ(案)」

平成 26 年 10 月
文 京 区

も く じ

第1章 計画の策定の考え方	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格・位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の構成.....	3
第5節 計画の推進に向けて.....	4
第2章 計画の基本理念・基本目標	5
第1節 基本理念.....	5
第2節 基本目標.....	6
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状	7
第1節 障害者・障害児の人数.....	7
第2節 地域生活の現状と課題.....	12
第4章 主要項目の方向性及び目標	33
第5章 計画の体系	36
第6章 計画事業	41
第1節 自立に向けた地域生活支援の充実.....	41
第2節 相談支援の充実と権利擁護の推進.....	61
第3節 障害者が当たり前で働ける就労支援.....	68
第4節 子どもの育ちと家庭の安心への支援.....	76
第5節 ひとにやさしいまちづくりの推進.....	91
第7章 障害福祉計画における成果目標について	104
第1節 第4期障害福祉計画における成果目標について.....	104
第2節 活動指標(障害福祉サービス等)の見込み量.....	106
第3節 障害福祉計画の進行管理について.....	108

「ふみ みやこ文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、障害者計画等の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第1章 計画の策定の考え方

第1節 計画の目的

○我が国は、障害者権利条約^{※1}の締結に向け、「障害者基本法の改正」「障害者虐待防止法^{※2}の成立」「障害者総合支援法^{※3}の成立」「障害者差別解消法の成立」「障害者雇用促進法^{※4}の改正」といった国内法の整備を進めてきました。その後、国会における議論・承認を経て、平成26年1月に障害者権利条約の締約国になりました。

このことにより、「障害に基づくあらゆる差別の禁止」や「障害者が社会に参加し、包容されることの促進」を基本とする、障害者の権利実現のための取組みが求められることになりました。

○本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。

○これらを受け、ノーマライゼーション^{※5}の理念のもと、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。

○障害者権利条約の中で掲げられている障害者に対する合理的配慮^{※6}については、今後国からの基本方針が示されることとなっており、各自治体についてもその方針に沿った取組みを進めていくことが求められています。

また、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的な相談支援体制の構築を図るとともにライフステージに応じた切れ目のない支援と障害者が自らサービス等を選択し、その人らしい生活を送るための支援が求められています。

○こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成27年から平成29年までの3年間における障害者施策の考え方と取組みを示した「文京区障害者計画」を策定します。この計画に基づき、ノーマライゼーションや合理的配慮の考え方を浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに認め合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

※1 **障害者権利条約** 正式名称「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

※2 **障害者虐待防止法** 正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

※3 **障害者総合支援法** 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

※4 **障害者雇用促進法** 正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

※5 **ノーマライゼーション** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

※6 **合理的配慮** 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

第2節 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の一つです。
- また、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画で、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

	法的な位置付け	策定の内容
文京区 障害者計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込等を示す。

第3節 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とし、平成29年度に見直しを行います。

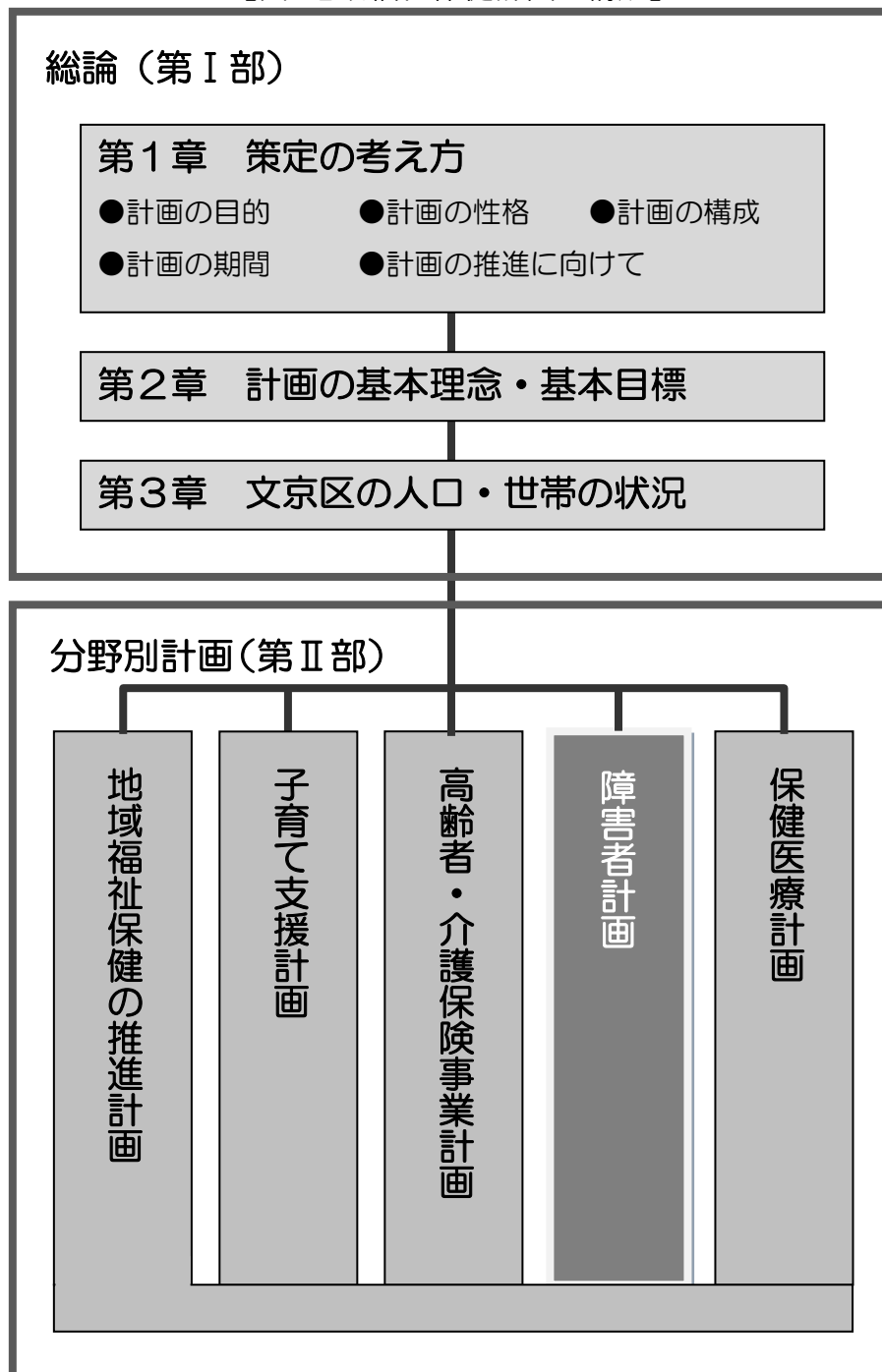
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
文京区基本構想（平成22年～平成32年）				
	文京区基本構想実施計画			
前期計画	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 文京区地域福祉保健計画 文京区障害者計画 </div>			

第4節 計画の構成

○本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論（第Ⅰ部）と、5つの分野別計画（第Ⅱ部）で構成されています。

○5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。

【図：地域福祉保健計画の構成】



第5節 計画の推進に向けて

(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

- 地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。
- 本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。
- 区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携の促進を図っていきます。

【図：地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進】



(2) 計画の進行管理

- 本計画を着実かつ効果的に推進するため、区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行います。

第2章 計画の基本理念・基本目標

○文京区基本構想に掲げる「みんなが主役のまち」「文の京」らしさのあふれるまち」「だれもがいきいきと暮らせるまち」の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて、地域福祉保健を推進していきます。

第1節 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーションの理念に基づき、主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

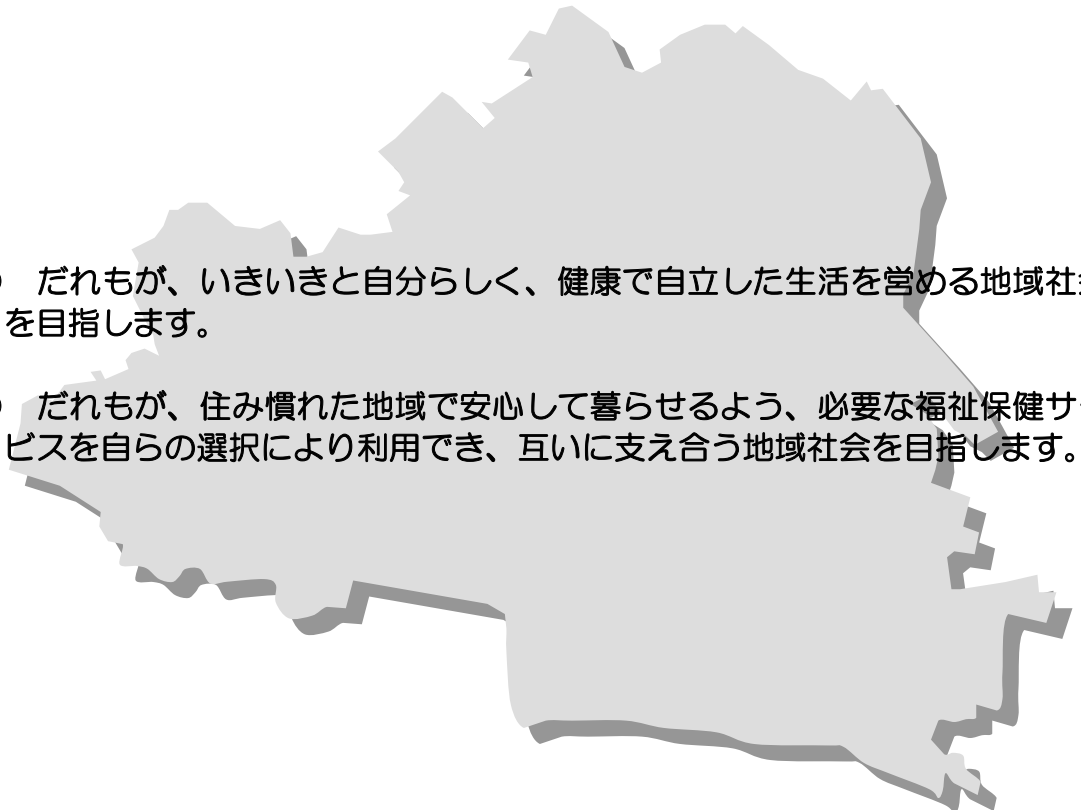
○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

第2節 基本目標

- 
- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
 - だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

第3章 障害者・障害児を取り巻く現状

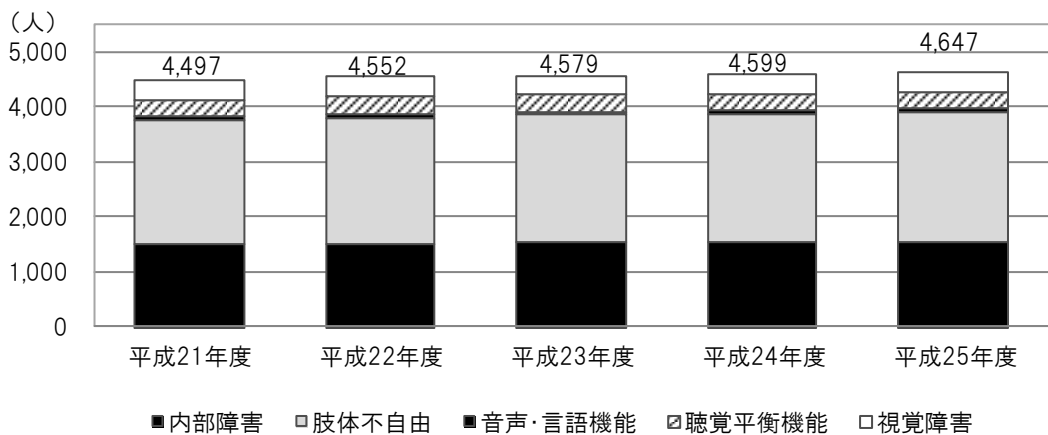
第1節 障害者・障害児の人数

本区の障害者の数は、平成25年度末現在、身体障害者手帳所持者が4,647人、愛の手帳所持者(知的障害者)が817人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,013人、難病患者が1,707人となっています。

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成25年度末現在、4,647人です。4年前の平成21年と比較すると、3.3%の増加となっています。障害種別別では、肢体不自由が最も多く51.0%、肢体不自由と内部障害と合わせて、全体の84.2%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】



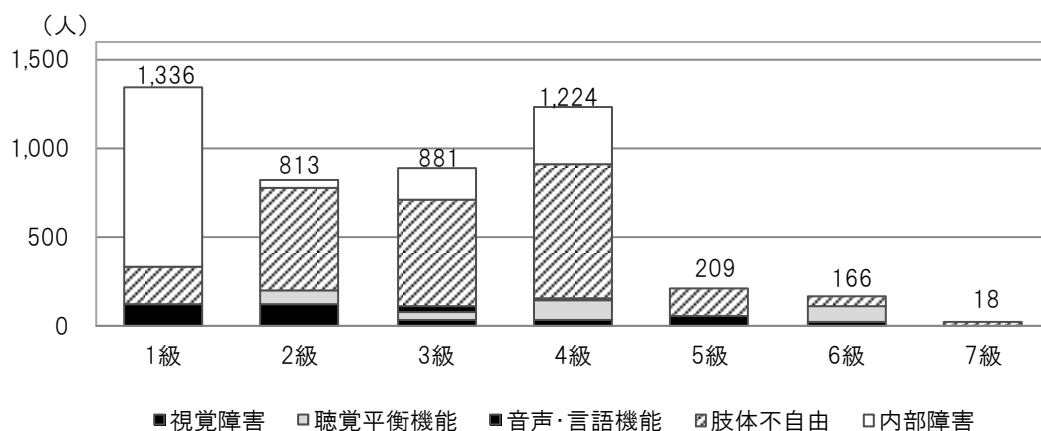
(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障害	356	359	340	344	362
聴覚平衡機能	315	325	316	312	311
音声・言語機能	57	56	59	57	59
肢体不自由	2,274	2,300	2,330	2,360	2,372
内部障害	1,495	1,512	1,534	1,526	1,543
合計	4,497	4,552	4,579	4,599	4,647

(各年度末現在)

平成25年度における等級別の身体障害者数は、1級が1,336人、4級が1,224人となっています。

【図表：平成25年度等級別身体障害者数】



(人)

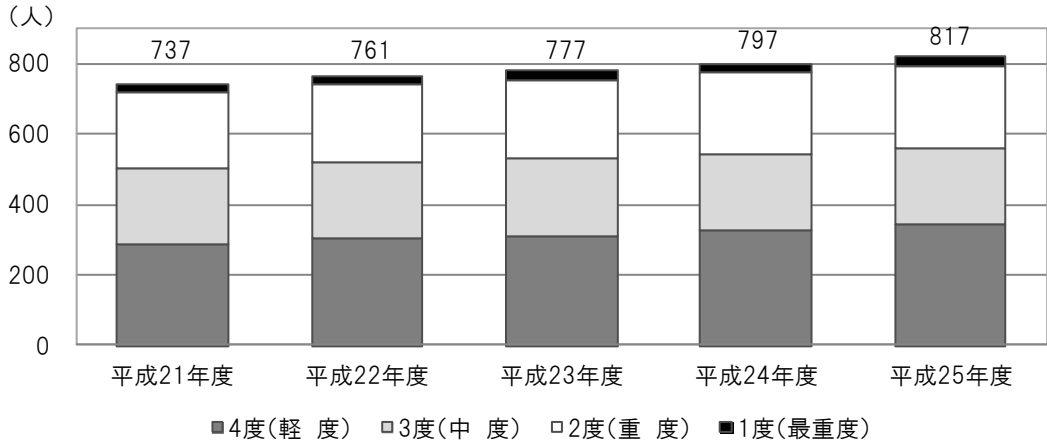
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計
視覚障害	116	115	27	30	51	23	0	362
聴覚平衡機能	0	82	43	105	0	81	0	311
音声・言語機能	0	0	38	21	0	0	0	59
肢体不自由	208	573	603	750	158	62	18	2,372
内部障害	1012	43	170	318	0	0	0	1,543
合計	1,336	813	881	1,224	209	166	18	4,647

(平成25年度末現在)

(2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、平成25年度末現在、817人です。4年前の平成21年度と比較すると、10.9%の増加となっています。4度（軽度）が最も多く42.5%を占め、4度（軽度）と3度（中度）を合わせて、全体の68.5%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



(人)

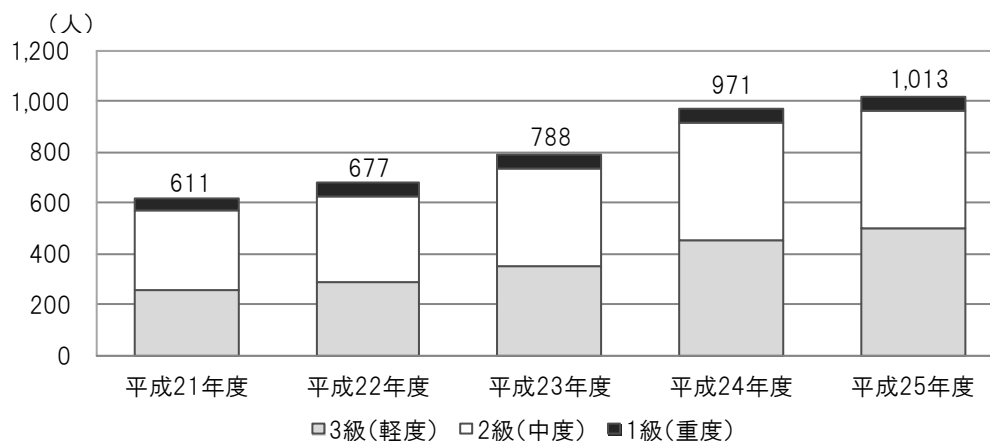
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 度(最重度)	20	22	24	25	27
2 度(重度)	215	220	222	230	230
3 度(中度)	214	215	220	216	213
4 度(軽度)	288	304	311	326	347
合計	737	761	777	797	817

(各年度末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成25年度末現在、1,013人です。4年前の平成21年度と比較すると65.8%増加しています。障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成25年度末現在、2,344人で、平成21年度の利用者（1,728人）と比較すると、35.6%の増加となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(人)

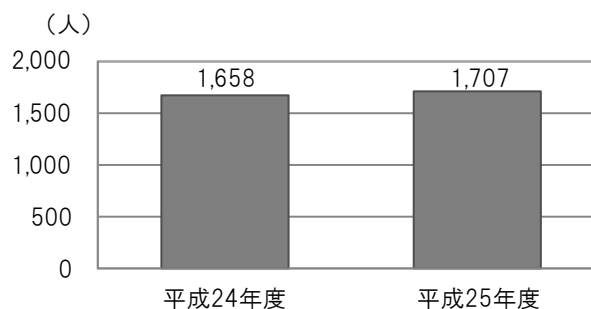
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級(重度)	41	53	54	56	49
2級(中度)	313	342	387	465	469
3級(軽度)	257	282	347	450	495
合計	611	677	788	971	1,013

(各年度末現在)

(4) 難病医療券所持者数の推移

平成25年4月に施行された障害者総合支援法にて、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。難病医療券所持者数は、平成24年度末現在で1,658人、平成25年度末現在で1,707人となっています。

【図表：難病医療券所持者数の推移】

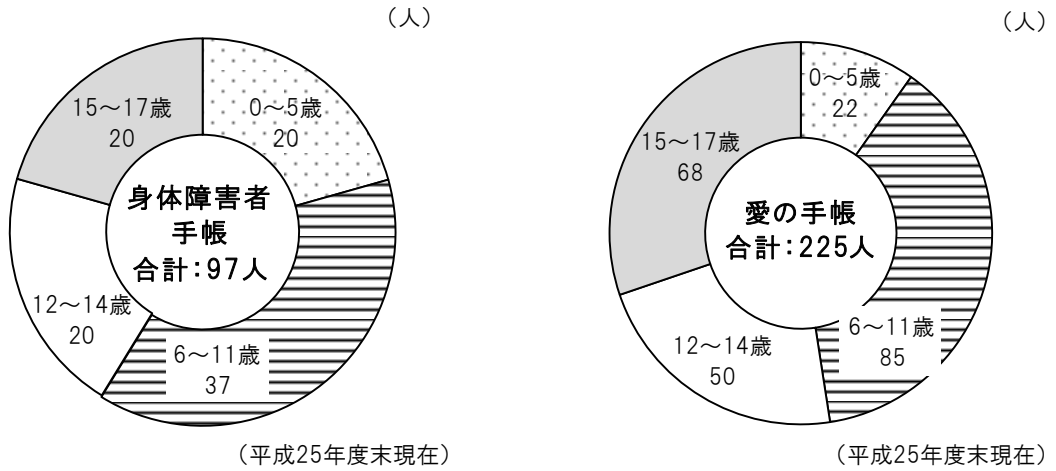


(各年度末現在)

(5) 障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の手帳所持者数は、平成25年度末現在、身体障害者手帳と愛の手帳を合わせて322人となっています。

【図表：障害児の年齢別手帳所持者数】



第2節 地域生活の現状と課題

(1) 区内障害者・児 施設

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	相談支援事業所	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	その他※
1	障害者基幹相談支援センター	文京区小日向2丁目16番地(地番)文京総合福祉センター内	○													
2	リアン文京	文京区小日向2丁目16番地(地番)文京総合福祉センター内			○	○	○		○	○	○		○		○	○
3	大塚福祉作業所	文京区大塚4-50-1						○		○						
4	小石川福祉作業所	文京区小石川3-30-6						○		○						
5	本郷福祉センター(若駒の里)	文京区本駒込4-35-15勤労福祉会館2階					○								○	
6	新教育センター(児童発達支援センター)	文京区湯島4丁目7番地(地番)												○	○	
7	工房わかざり	文京区春日2-19-3北原ビル3階								○						
8	就労移行支援事業所リバーサル	文京区本郷3-5-4朝日中山ビル4階						○								
9	未来教室	文京区小石川2-6-5-201												○		
10	ワークショップやまどり	文京区弥生2-9-6					○	○		○		○				
11	は〜と・ピア	文京区大塚4-21-8					○									
12	は〜と・ピア2	文京区小石川4丁目102番8(地番)					○	○								
13	銀杏企画	文京区本郷5-25-8香川ビル								○						
14	銀杏企画Ⅱ	文京区本郷4-1-11東京佃煮会館2階								○						
15	銀杏企画三丁目	文京区本郷3-29-6カリテス佐々木2階						○		○						
16	abeam(アビーム)	文京区千石4-37-4ウイスタリア千石1階								○						
17	だんござかハウス	文京区千駄木2-33-8					○									
18	ソーシャル就労支援センター湯島	文京区湯島3-31-6大塚ビル4階						○								
19	ベジティア	文京区本郷1-10-14								○						
20	オムソーリ御茶ノ水	文京区本郷2-3-7御茶の水元町ビル1階										○				
21	富坂子どもの家	文京区小石川2-17-41			○									○		
22	放課後等デイサービスカリタス翼	文京区本駒込5-4-4カトリック本郷教会信徒会館4階													○	
23	第六みずき寮	文京区西片1-3-8		○												
24	ドリームハウスⅢ・Ⅳ	文京区白山2-25-5		○												
25	ホームいちよう	文京区内		○												

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	相談支援事業所	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	その他※
26	エルムンド小石川	文京区小石川5-7-5		○												
27	文京あせびの家	文京区内		○												
28	わかぎりの家	文京区春日2-19-3 北原ビル4、5階		○												
29	第2ホームいちょう	文京区内		○												
30	陽だまりの郷	文京区小石川4丁目102 番8(地番)		○												
31	トチギ介護サービス	文京区向丘2-34-12 清水ビル1階			○											
32	あくせす	文京区大塚4-21-8			○											
33	サポートセンター いちょう	文京区本郷5-25-8 香川ビル			○											
34	動坂地域活動支援センター(フレンドルーム) ※平成27年度末閉館	文京区千駄木4-8-14				○										
35	あせび会支援センター	文京区千石4-27-12 水間ビル1階			○	○										
36	エナジーハウス	文京区千駄木5-10-8			○	○										
37	地域活動支援センター みんなの部屋	文京区関口3-16-15 カ トリックセンター地下1階				○										

※No.2. リアン文京のその他の事業：短期入所、日中短期入所、子どもショートステイ事業

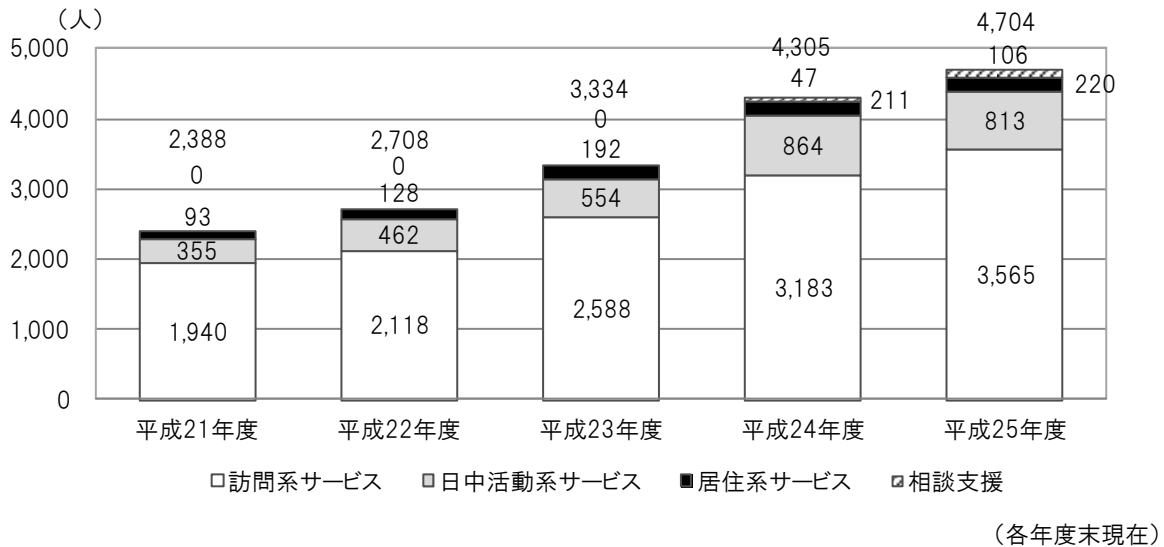
【区内障害者・児施設マップ】
別添 施設マップ参照(見開き A3 ページ)

(2) 障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、平成21年度から平成25年度の5年間で97.0%増加と、およそ倍増しています。概ね全サービスで利用者数が増えており、さらに平成23年度からは同行援護、平成24年度からは相談支援など、サービスの種類が増えたことが障害福祉サービス等の利用の増加につながっているものと考えられます。

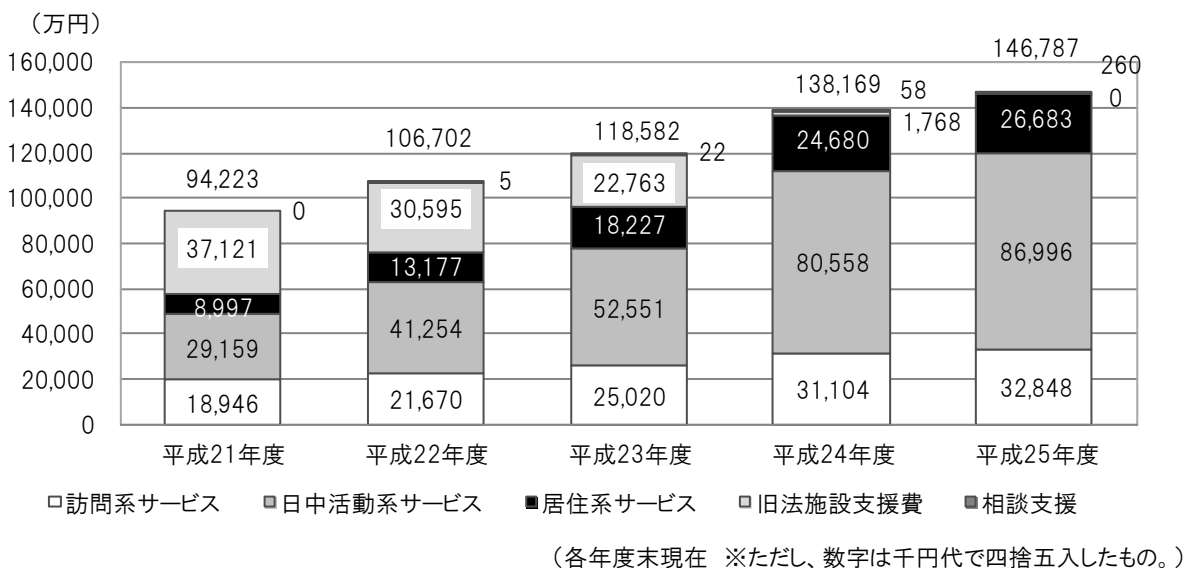
【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数】



○障害者総合支援法に基づく給付額

平成25年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、平成21年度と比較して55.8%増加しており、14億6千万円を超えています。サービス別では、日中活動系サービスの給付額が大きく増加しています。

【図表：障害者総合支援法に基づく給付額】



○生活する上で、手助けが必要なこと（平成25年文京区障害者実態・意向調査（以下「実態・意向調査」という。）から）

いずれの障害でも、「外出や買い物、余暇活動、通院などでの同行」に手助けが必要とする割合が3割前後と高く、「家事援助、家事介助」「着替え・入浴・排泄」などが続きます。なお、精神障害者では「家事援助、家事介助」が24.9%と最も高くなっています。「特にない」は、難病患者で2位、精神障害者で3位の高い順位となっています。

【図表：生活する上で、手助けが必要なこと(複数回答)】

	身体障害者 (2,704人)	知的障害者 (3,103人)	精神障害者 (839人)	難病患者 (2,060人)
外出や買い物、余暇活動、通院などでの同行	31.4%	27.1%	24.3%	26.4%
家事援助、家事介助	15.2%	13.1%	24.9%	14.7%
着替え・入浴・排泄	15.8%	15.1%	7.4%	17.1%
金銭管理	4.9%	11.2%	11.0%	4.1%
服薬管理	6.4%	8.9%	8.8%	5.0%
情報の入手	6.3%	5.9%	3.3%	2.8%
その他	2.2%	17.0%	3.9%	1.5%
特にない	13.4%	0.8%	13.9%	24.4%
無回答	4.4%	0.8%	2.4%	4.0%

※網掛けは、障害種別ごと上位3項目を示しています。

○入所施設等の入所者数と入所場所

平成26年4月1日現在の各施設等入所者数の合計は、206人となっています。実態・意向調査では、施設入所者（身体・知的障害者で施設入所支援を利用している者）の2割前後の方が、「施設を出て地域（文京区）で生活したい」と回答しています。

【図表：施設等入所者数】

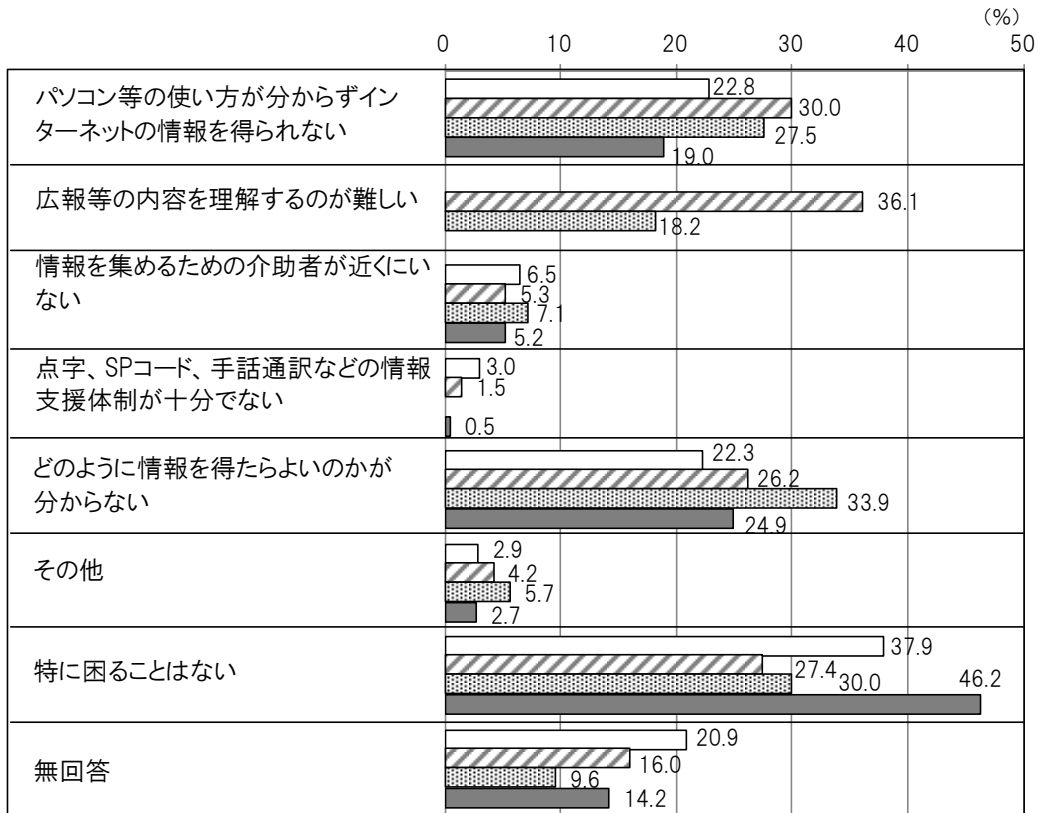
		都内	都外	合計
身体障害者	施設入所支援	7人	10人	17人
	グループホーム	1人	0人	1人
	計	8人	10人	18人
知的障害者	施設入所支援	35人	53人	88人
	グループホーム	48人	22人	70人
	宿泊型自立訓練	1人	0人	1人
	計	84人	75人	159人
精神障害者	グループホーム	23人	5人	28人
	宿泊型自立訓練	1人	0人	1人
	計	24人	5人	29人
合計		116人	90人	206人

(平成26年4月1日現在)

○情報を得たいときに困ること（実態・意向調査から）

「特に困ることはない」という回答が3~4割程度である一方で、「どのように情報を得たらよいのかが分からない」「インターネットの情報を得られない」の割合も障害の種別を問わず2~3割と高くなっています。また、知的障害者では、「広報等の内容を理解するのが難しい」とする割合が36.1%と最も高くなっています。

【図表：必要な情報を得たいときに困ること(複数回答)】



□身体障害者(1101人) □知的障害者(474人) □精神障害者(407人) ■難病患者(986人)

(※「広報等の内容を理解するのが難しい」は、知的障害者及び精神障害者を対象とした調査のみで設定した選択肢です。)

■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

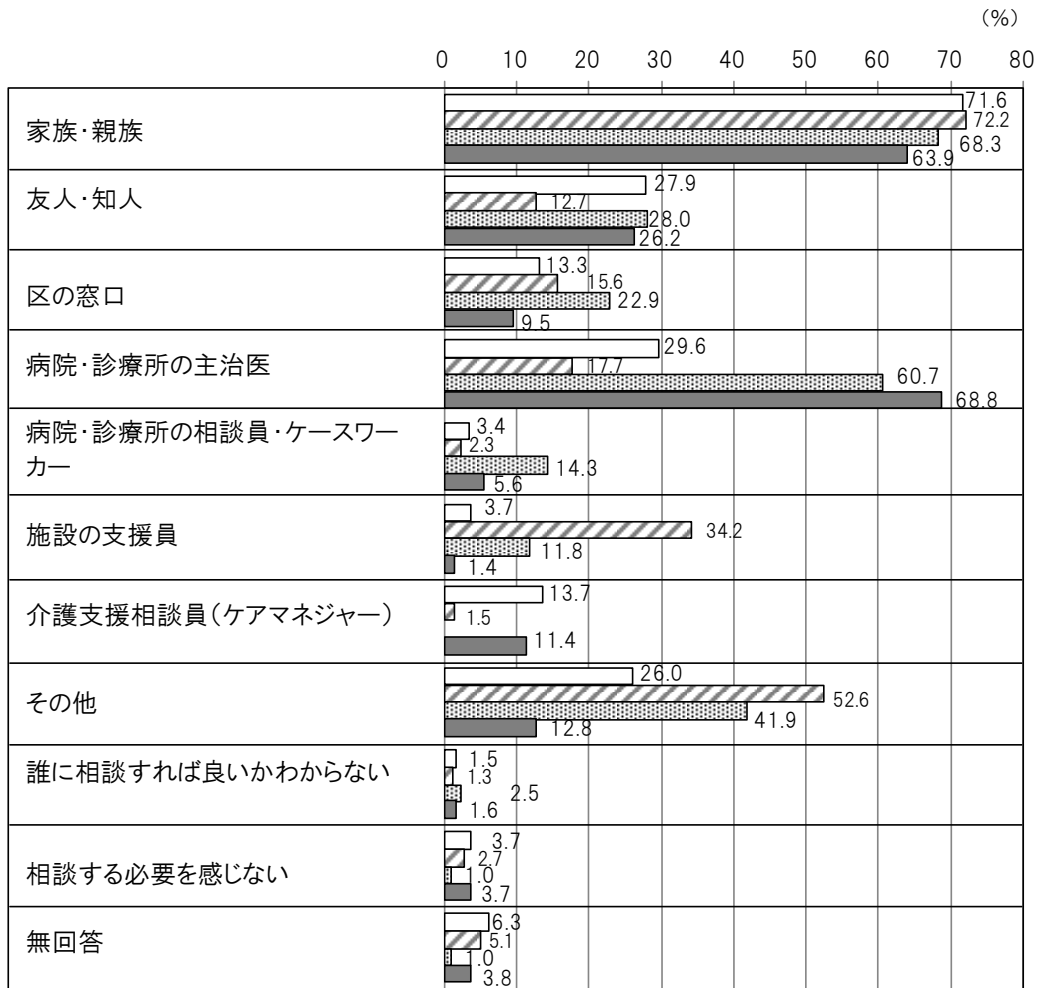
- 年々増加する障害福祉サービスの利用者に対し、障害の特性や状況に応じて適正にサービスが提供されること
- 障害者が自ら望む生活を営めるようにするため、生活の場を確保するなど障害福祉サービス基盤の整備がされること
- 様々な情報媒体で、分かりやすい情報提供がされること

(3) 相談支援と権利擁護について

○困ったときの相談先（実態・意向調査から）

いずれの障害でも「家族・親族」が6～7割程度と高くなっています。次いで、身体障害者では、「病院・診療所の主治医」が29.6%、「友人・知人」が27.9%、知的障害者では「施設の支援員」が34.2%と続きます。精神障害者、難病患者では「病院・診療所の主治医」が「家族・親族」と同様に7割程度と高くなっています。

【図表：困ったときや悩んだ時の相談先（複数回答）】

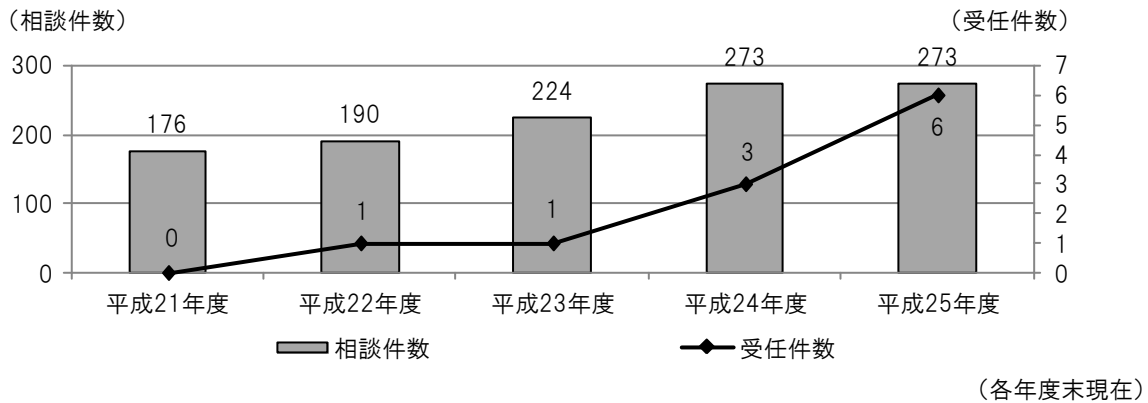


□身体障害者(1101人) □知的障害者(474人) ▨精神障害者(407人) ■難病患者(986人)

○成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」における相談件数は、平成21年度と平成24年度を比べると55.1%の増加となっています。平成21年度から平成24年度にかけては、年を追うごとに増加していますが、平成24年度と平成25年度を比べると横ばいの状態となっています。

【図表：成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移】



○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待の通報や相談を受ける窓口として、平成24年度から障害者虐待防止センターを設置しています。障害者虐待防止センターにおける利用件数で、平成24年度と平成25年度を比べると、相談件数・虐待認定件数ともに減少しています。

【表：障害者虐待防止センター相談件数の推移】

	平成24年度	平成25年度
相談件数	19件	9件
内、虐待認定件数	4件	1件

(各年度末現在)

■相談支援の充実と権利擁護の推進における課題

- 身近で分かりやすく、利用しやすい相談窓口があること。また、各関係者が連携した支援を行うこと
- 障害者が安心して暮らしていくために、成年後見制度等について一層の周知啓発を行うとともに、障害者の権利擁護についての取組みが推進されること
- 障害者虐待の件数が零ではないことから、地域で防止するための取組みが推進されること

(4) 障害者の就労について

○年齢別にみた就労状況（実態・意向調査から）

いずれの障害も18～49歳は40%以上が就労（福祉的就労を含む）しています。年齢別、障害種別に見ると、18～29歳で知的障害者の就労率が69.7%と最も高く、30～49歳では身体障害者や難病患者の就労率が60～70%と高くなっています。

【図表：年齢別にみた就労状況】

	身体障害者 (1,101人)	知的障害者 (474人)	精神障害者 (407人)	難病患者 (986人)
18～29歳	52.0%	69.7%	41.7%	60.5%
30～39歳	70.3%	51.5%	47.8%	63.1%
40～49歳	68.1%	46.8%	43.5%	63.5%
50～59歳	46.6%	57.1%	26.2%	54.2%
60～64歳	37.5%	34.6%		37.4%
65～69歳	25.5%	12.5%	9.8%	27.2%
70～74歳	20.4%	35.0%		19.5%
75歳以上	9.0%	0.0%		7.8%
無回答	16.0%	25.0%	0.0%	40.0%

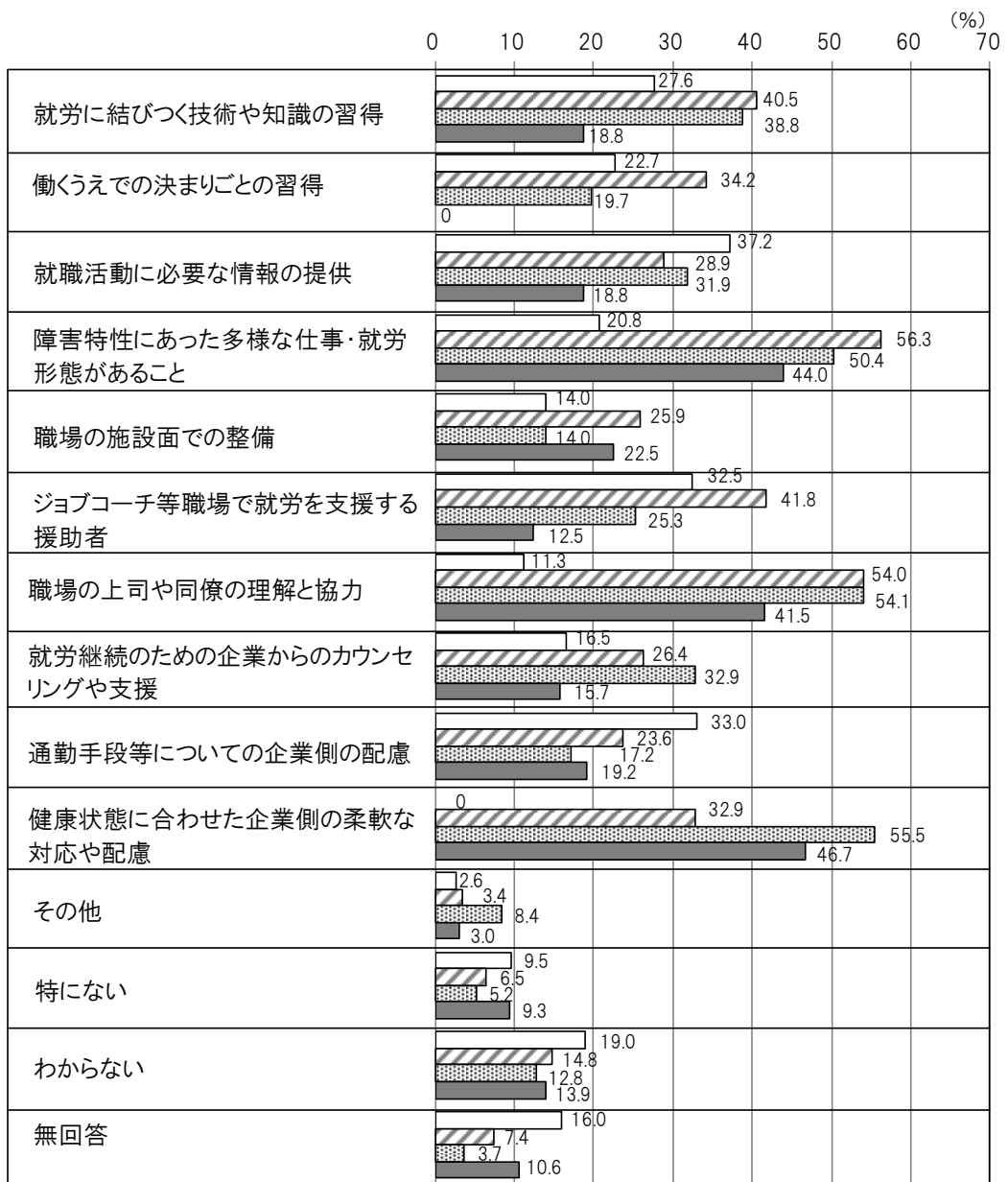
※網掛けは、障害種別ごと上位3項目を示しています。

○障害者が働くために必要な支援や環境（実態・意向調査から）

身体障害者では、「就職活動に必要な情報の提供」が37.2%、「通勤手段等についての企業側の配慮」が33.0%、「ジョブコーチ等職場で就労を支援する援助者」が32.5%と高くなっています。

知的障害者では、「障害特性にあった多様な仕事・就労形態があること」が56.3%、「職場の上司や同僚の理解と協力」が54.0%で特に高くなっています。精神障害者や難病患者も同様の傾向ですが、加えて「健康状態に合わせた企業側の柔軟な対応や配慮」も50%前後と高くなっています。

【図表：障害者が働くために必要な支援や環境（複数回答）】



□身体障害者(1101人) □知的障害者(474人) □精神障害者(407人) ■難病患者(986人)

■障害者が当たり前働ける就労支援における課題

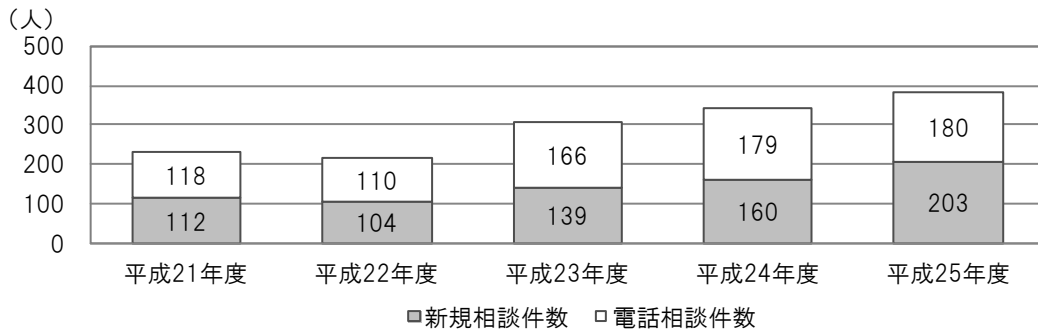
- ・就労のために必要な情報提供や相談支援、作業訓練等が充実すること
- ・障害の特性や個性に合わせた多様な就業形態があること
- ・障害や健康状態を理解し柔軟な対応が取れるような、企業側の理解と受け入れ体制の整備が進むこと

(5) 子どもの育ち及び家庭への支援について

○療育相談

療育相談の件数は、平成25年度、新規相談が203件、電話相談が180件と過去5間で最も多くなっています。

【図表：新規及び電話による相談件数の推移】



(各年度末現在)

●新規相談（面接による相談・予約受付）

発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。

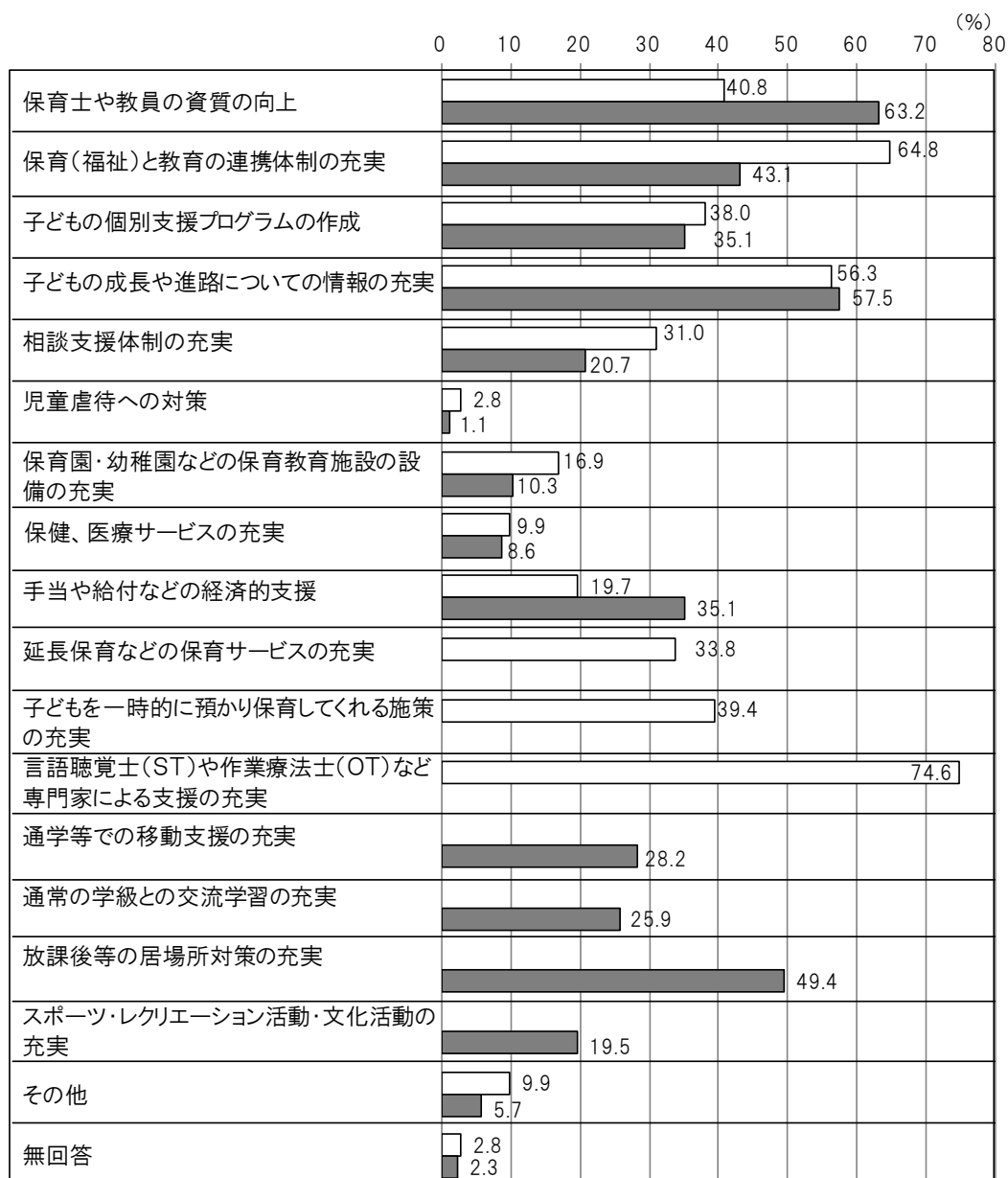
●電話相談（随時受付）

電話等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他機関を紹介することもあります。

○家庭への支援策（実態・意向調査から）

就学前では、「言語聴覚士（ST）や作業療法士（OT）など専門家による支援の充実」が74.6%と最も高く、次いで、「保育（福祉）と教育の連携体制の充実」が64.8%、「子どもの成長や進路についての情報の充実」が56.3%と高くなっています。一方、就学後では、「保育士や教員の資質の向上」が63.2%と最も高く、次いで、「子どもの成長や進路についての情報の充実」が57.5%、「放課後等の居場所対策の充実」が49.4%と高くなっています。

【図表：特別な支援・配慮を必要とする子どもを持つ家庭への支援策（複数回答）】



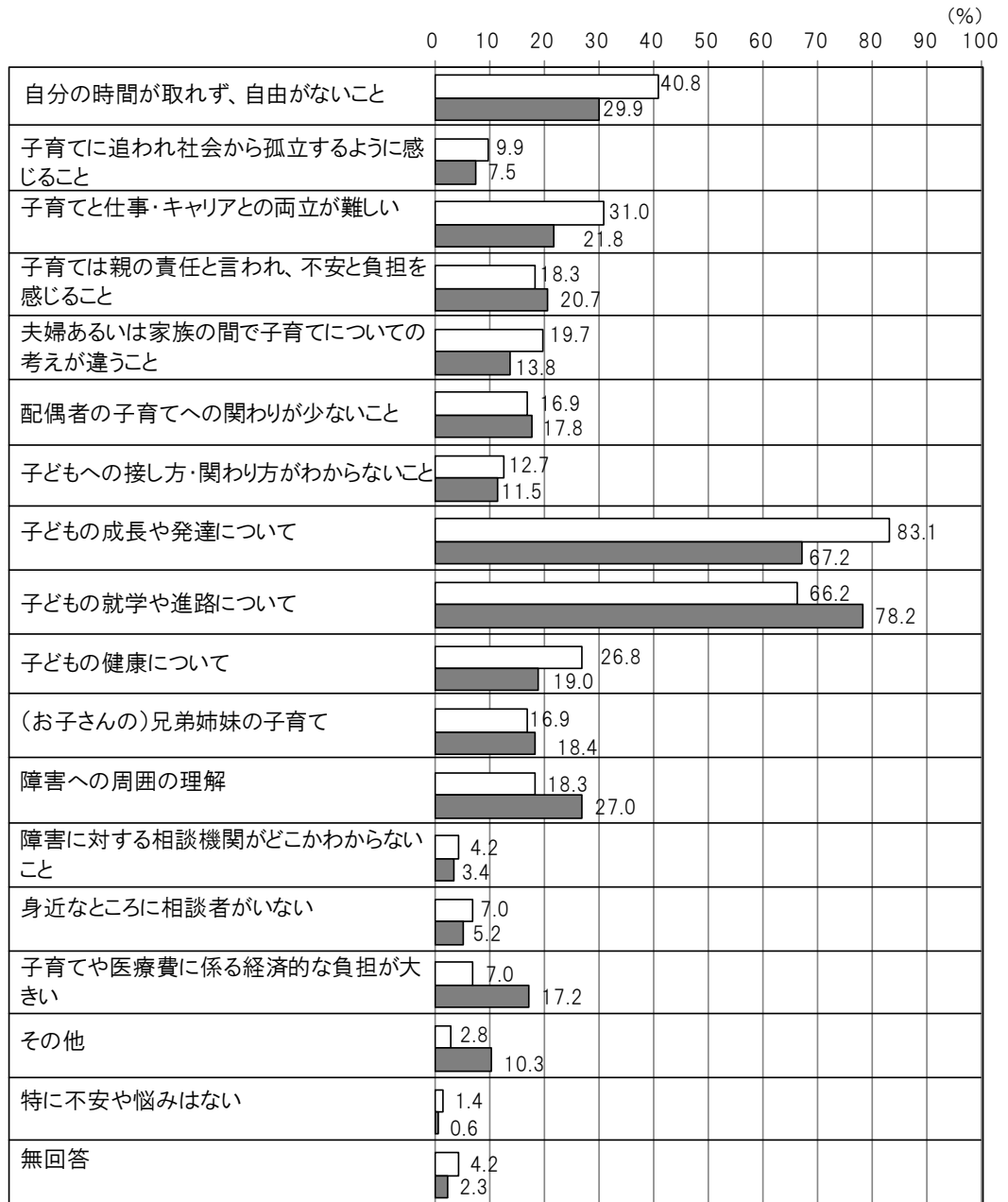
□就学前(71人)

■就学後(174人)

○子育てにおける悩みや不安（実態・意向調査から）

就学前後とも、「子どもの成長や発達について」「子どもの就学や進路について」の回答が60～80%と特に高くなっています。また、就学前では、「自分の時間が取れず、自由がないこと」が40.8%、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が31.0%と高く、就学後では、「自分の時間が取れず、自由がないこと」が29.9%であることに加えて、「障害への周囲の理解」が27.0%と高くなっています。

【図表：子育てにおける悩みや不安(複数回答)】



□ 就学前(71人)

■ 就学後(174人)

■子どもの育ち及び家庭への支援における課題

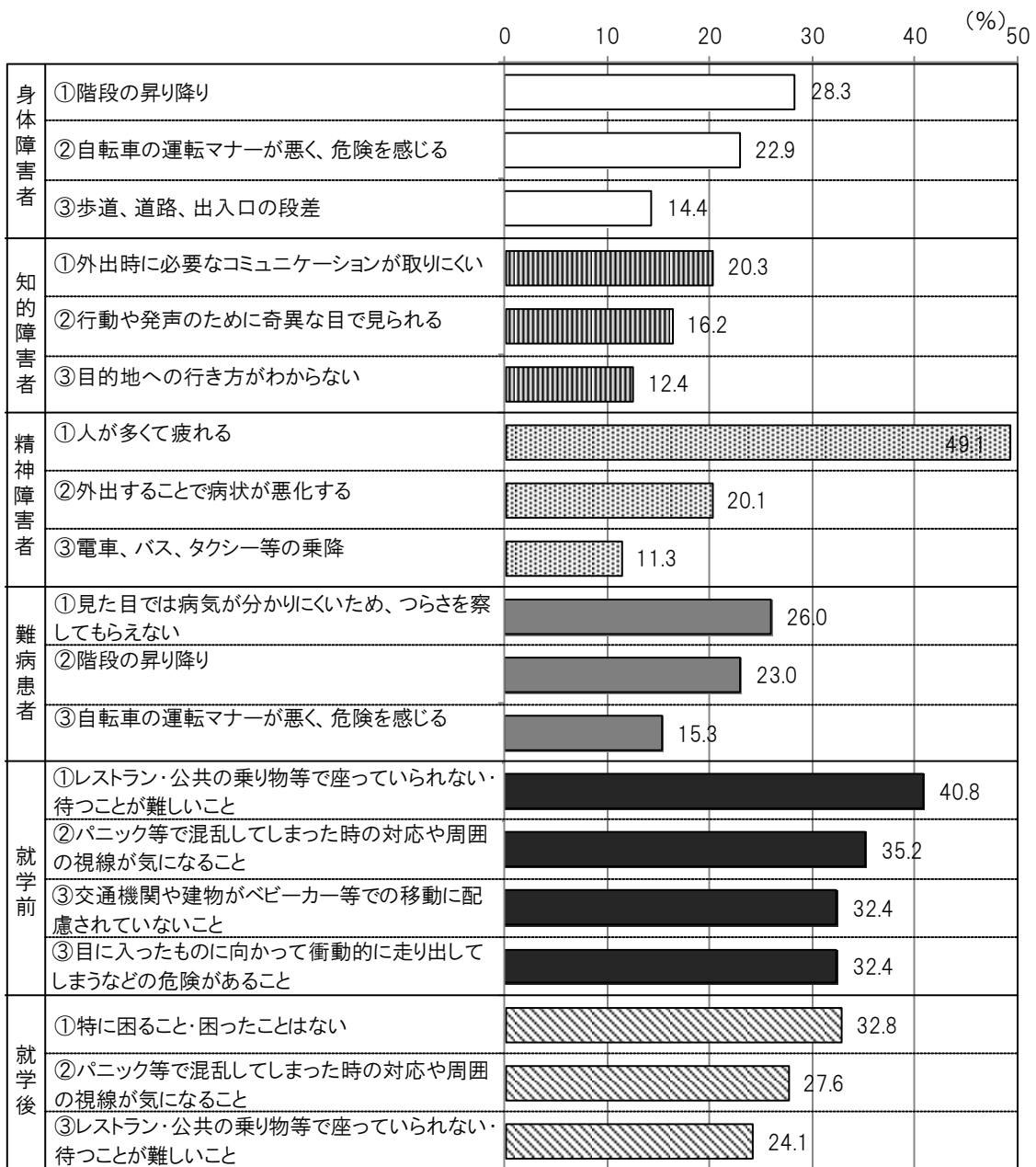
- 療育相談件数が年々増加していることから、相談支援体制が充実し適切な支援につなげること
- 子どもの成長や発達、進路に関する相談窓口と子どもの成長段階に応じた専門訓練が充実すること
- 保育士・教員等の資質の向上を図るとともに、保育（福祉）と教育が連携し、切れ目のない支援が受けられること
- 障害のある子どもの居場所対策の充実が図られること

(6) バリアフリー（ソフト・ハード）の推進について

○外出の際困ること（実態・意向調査から）

身体障害者では、階段や自転車の運転マナーなど街中のバリアが多く挙げられました。知的障害者では外出時のコミュニケーション、精神障害者では人混みに対する負担感が挙げられました。また、難病患者では、見た目では病気が分かりにくいことから周囲の理解不足が挙げられました。障害児については、就学前後ともに集団の場のルールが守れないことや障害に対する周囲の反応が気になることが上位に挙げられている一方で、就学後児童の回答の1位は「特に困ったことはない」で32.8%となっています。

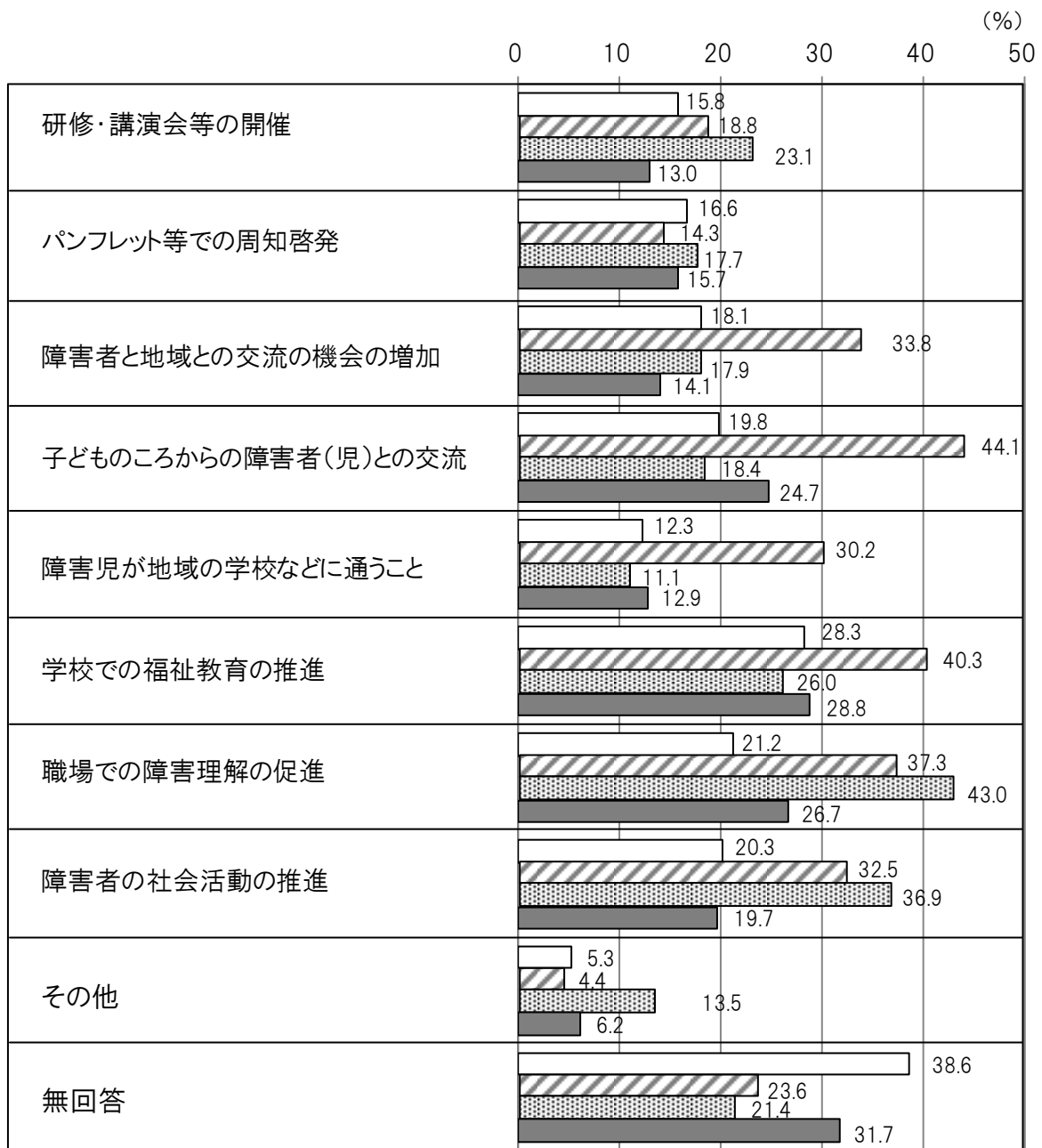
【図表：外出の際に困ることの上位3つ(複数回答)】



○障害理解を進めていくために必要なこと（実態・意向調査から）

身体障害者では、「学校での福祉教育の推進」が28.3%で最も高く、次いで「職場での障害理解の促進」が21.2%となっています。知的障害者では、「子どものころからの障害者（児）との交流」が44.1%、「学校での福祉教育の推進」が40.3%で特に高くなっています。精神障害者では、「職場での障害理解の促進」が43.0%、「障害者の社会活動の推進」が36.9%と高い割合となっているのが特徴です。また、難病患者でも他と同様に、「学校での福祉教育の推進」や「職場での障害理解の促進」の割合が高くなっています。

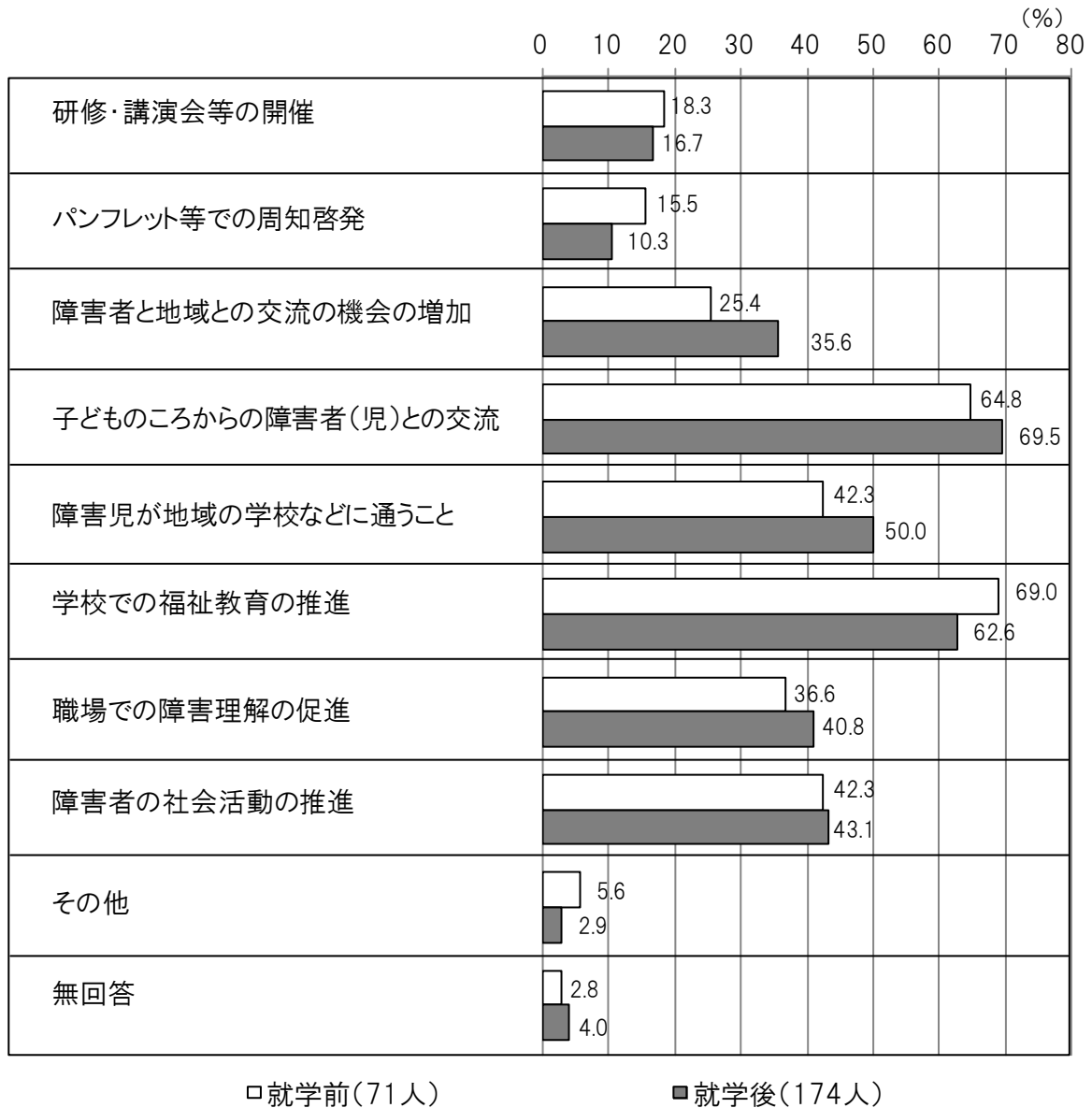
【図表：障害理解を進めていくために必要なこと（複数回答）】



□身体障害者(1101人) □知的障害者(474人) □精神障害者(407人) ■難病患者(986人)

障害児の回答では、就学前後ともに、「子どものころからの障害者（児）との交流」や「学校での福祉教育の推進」が60%を超える、特に高い数値となっており、次いで「障害児が地域の学校などに通うこと」「障害者の社会活動の推進」が高くなっています。

【図表：障害理解を進めていくために必要なこと(障害児)(複数回答)】



■バリアフリー（ソフト・ハード）の推進における課題

- ・まちのバリアフリーでは、道や施設のハード面のバリアフリーと自転車のマナーを守るといったソフト面のバリアフリーの両面のバリアフリーが推進されること
- ・学校や職場等を含めた地域全体で障害者に対する理解が進むこと
- ・障害者・児と地域の交流の機会を増やすとともに、学校での福祉教育の推進を図ること

(7) 防災・災害対策について

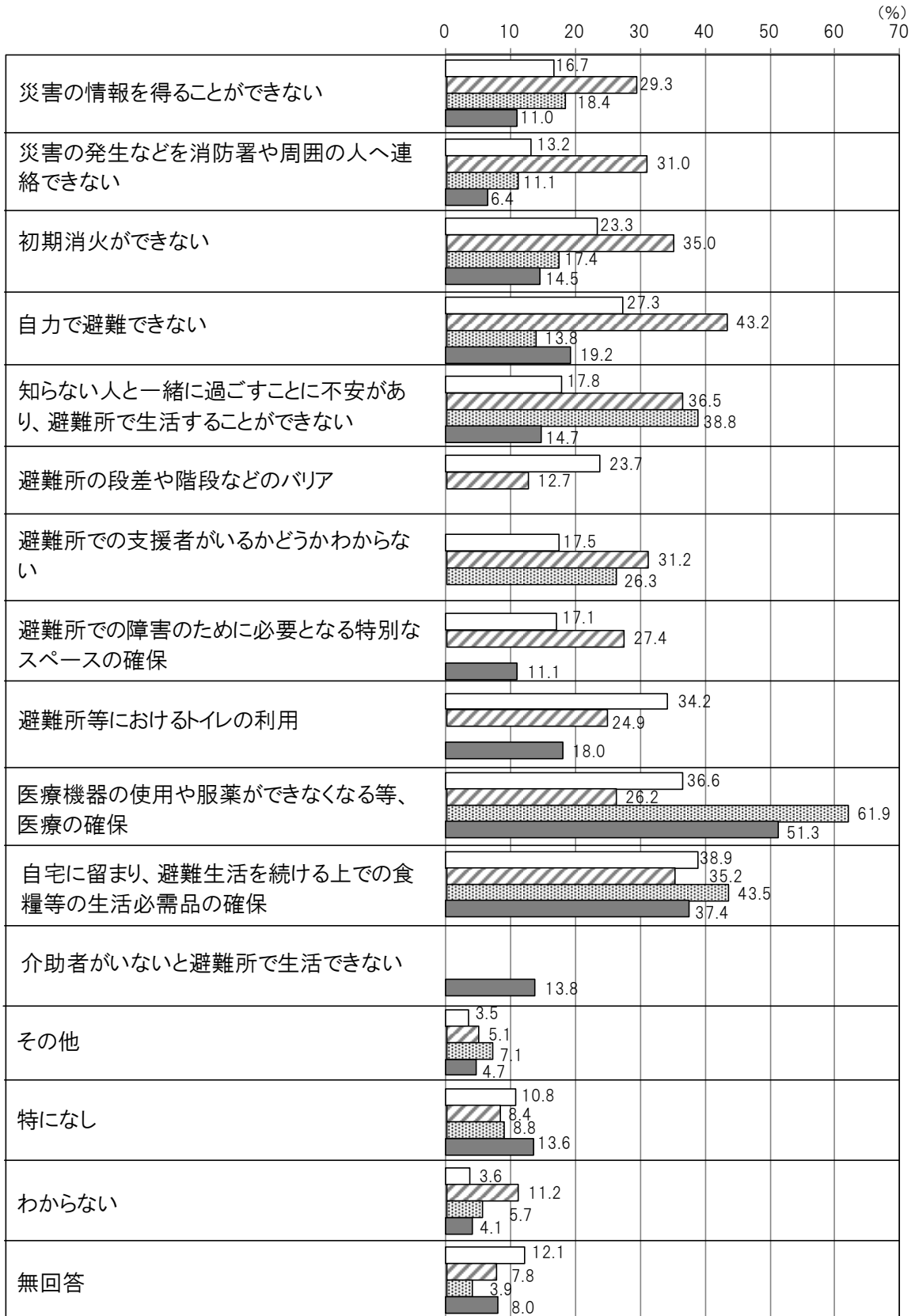
○災害に関して不安に感じていること（実態・意向調査から）

障害種別によって、不安に感じることに違いがあります。

身体障害者では、「自宅に留まり、避難生活を続ける上での食糧等の生活必需品の確保」が38.9%と最も高く、次いで、「医療機器の使用や服薬ができなくなる等、医療の確保」が36.6%、「避難所等におけるトイレの利用」が34.2%と続きます。

知的障害者では、「自力で避難できない」が43.2%と最も高く、「知らない人と一緒に過ごすことに不安があり、避難所で生活することができない」が36.5%と続きます。精神障害者、難病患者では、「医療機器の使用や服薬ができなくなる等、医療の確保」の回答が、それぞれ61.9%、51.3%と特に高くなっています。

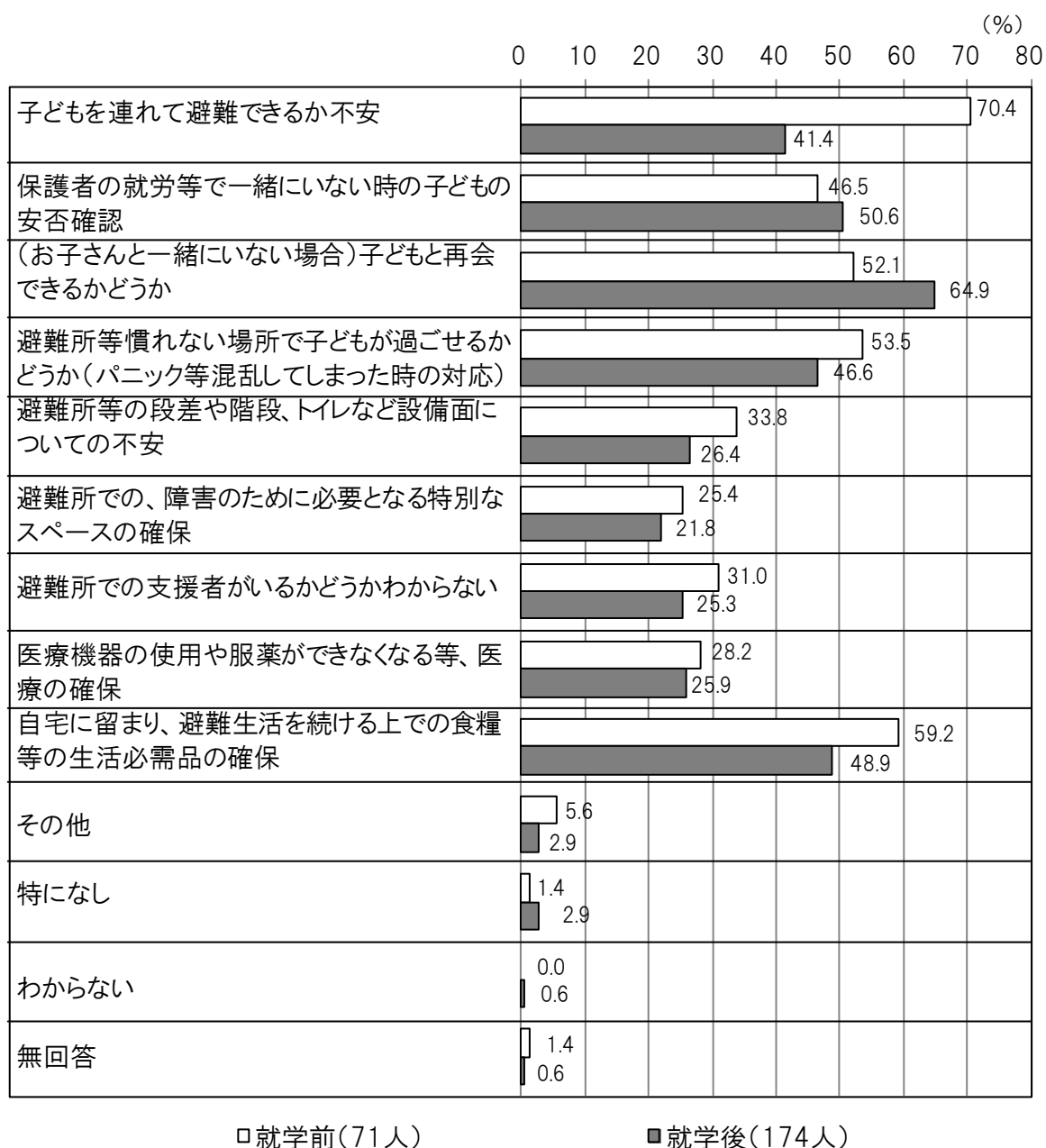
【図表：災害に関して不安に感じていること(複数回答)】



□身体障害者(1101人) □知的障害者(474人) □精神障害者(407人) ■難病患者(986人)

就学前では、「子どもを連れて避難できるか不安」が70.4%と最も高く、次いで「自宅に留まり、避難生活を続ける上での食糧等の生活必需品の確保」が59.2%に上りました。一方で、就学後では、「(お子さんと一緒にいない場合)子どもと再会できるかどうか」が64.9%と最も高く、次いで「保護者の就労等で一緒にいない時の子どもの安否確認」が50.6%でした。

【図表：災害に関して不安に感じていること(障害児)(複数回答)】



■防災・災害対策における課題

- ・発災時の障害者・児の安否確認や避難誘導等、地域での支援体制が強化されること
- ・障害者が利用しやすいよう避難所が整備されること
- ・災害時においても医療の確保がされること

第4章 主要項目の方向性及び目標

地域の現状や障害者(児)実態・意向調査結果から浮き彫りになった課題に対し、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の6つに分類しました。各項目について方向性や目標を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉のサービス基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の自立した生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設に入所している者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を行うとともに、地域定着促進のための関係機関の連携等、支援体制の構築を図っていきます。

また国の基本指針*では、障害者の地域生活に必要な機能の整備として、相談支援体制や地域のネットワーク作り、緊急時の受入などに対応する地域生活支援拠点を、平成29年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1か所整備することを目標にしています。区においても地域自立支援協議会等で協議・検討し、整備に向けた取り組みを行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービスについての情報を提供するとともに、障害者にとって分かりやすく、利用しやすい総合相談窓口として障害者基幹相談支援センターを設置します。さらに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと関係機関が連携しながら、専門的かつ継続的な相談支援が行えるよう体制を構築することで、相談支援の充実を図っていきます。

また、障害を理由とした不当な差別等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の締結を踏まえ、障害者の権利の実現に向けた取り組みを強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度のさらなる普及啓発、意思決定支援の質の向上等に取り組むことに加え、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送れるよう支援を行っていきます。

*国の基本指針：障害者総合支援法第88条に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）。これにより、障害福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(3) 障害者が当たり前に働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高まる中、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援も求められています。

そのため、就労関係機関の中心となる障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、訓練作業室の設置等、機能の充実を図り、よりきめ細やかな支援を行っていきます。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、職場定着支援についても取組みを推進していきます。また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組みを行うとともに、利用者の就労に関する知識や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

平成27年度には、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置することで、総合的な相談支援体制を構築し、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、新たに児童発達支援センターを設置し、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行うとともに、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害児と健常児が共に育ちあう環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもを持つ保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会との交流促進を図るための居場所づくりを行うことで、家庭への負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めた全ての人々が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加するためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「情報のバリア」、「心のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組みを推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組みを行います。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組みを進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

(6) 災害対策と緊急事態に対する支援

発災時や緊急事態に対応するためには、安否確認や避難誘導、情報提供等の支援を迅速に行っていく必要があります。そのため、避難行動要支援者名簿の作成や利用、提供方法等の検討を進めるとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、災害時要援護者に関する情報の充実、地域におけるネットワークの構築を図り、地域の災害対応力を高めていきます。

また、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレをバリアフリー化するなど、障害者への配慮を加えた避難所や福祉避難所の整備を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
3 生活の場の 確保	1 グループホームの拡充			→	
	2 共同生活援助(グループホーム)◆			→	
	3 施設入所支援◆			→	
	(4) 居住支援の推進	→			
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆			→	
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行◆			→	
	3 精神障害者の地域定着支援体制の強化			→	
	4 地域移行支援◆			→	
	5 地域定着支援◆			→	
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業			→	
	2 地域活動支援センター◆			→	
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆			→	
	4 難病リハビリ教室			→	
6 保健・医療 サービスの充実	(1) 自立支援医療	→			
	(2) 難病医療費助成			→	
	3 障害者・児歯科診療事業			→	
	4 精神保健・難病相談			→	
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給	→			
	(2) 児童育成手当の支給		→		
	(3) 利用者負担の軽減	→			

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	(1) 総合的な相談支援体制の構築	→			
	2 計画相談支援◆	→			
	3 地域移行支援◆【再掲 1-4-4】			→	
	4 地域定着支援◆【再掲 1-4-5】			→	
	5 相談支援事業◆	→			
	6 地域自立支援協議会の運営◆	→			
	(7) 障害者基幹相談支援センターの運営	→			
	(8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	→			
	(9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実	→			
	(10) 障害者 24 時間安心相談・サポート事業	→			
	11 小地域福祉活動の推進 地 1-1-1	→			
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地 3-3-1	→			
	2 成年後見制度の推進◆ 地 3-3-4			→	
	(3) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	→			
	(4) 障害者・児童虐待防止対策支援事業	→			

3 障害者が当たり前になれる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 障害者就労支援の充実			→	
	(2) 就労支援ネットワークの構築・充実			→	
	3 就労促進助成事業			→	
2 職場定着支援 の推進	1 就業先企業への支援			→	
	2 安定した就業継続への支援			→	
	(3) 就労者への余暇支援			→	
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆			→	
	2 就労移行支援◆			→	
	3 就労継続支援(A型・B型)◆			→	
	(4) 福祉的就労の充実			→	
	(5) 障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設 等からの物品等の調達の推進			→	
	6 日中活動系サービス施設の整備【再掲 1-1-18】			→	
4 就労機会の拡大	(1) 区の業務における就労機会の拡大			→	
	(2) 障害者雇用の普及・啓発			→	
	(3) 地域雇用開拓の促進			→	

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援						
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期	
1 障害のある子ども の健やかな 成長	1 乳幼児健康診査 保 1-4-3	▶				
	2 発達健康診査	▶				
	3 療育相談の充実		▶			
	(4) 発達に関する情報の普及啓発	▶				
2 相談支援の 充実と 関係機関の連 携の強化	1 児童発達支援センターの運営	▶	▶			
	(2) 多様な支援機関の連携	▶	▶			
	(3) 継続支援体制の充実	▶	▶			
	(4) 専門的療育訓練	▶	▶			
	(5) 個別の支援計画の作成	▶	▶			
	(6) 専門家による巡回相談事業	▶	▶			
	7 障害児相談支援◆	▶	▶			
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援◆	▶	▶			
	2 医療型児童発達支援◆	▶	▶			
	3 保育所等訪問支援◆	▶	▶			
	4 保育園障害児保育	▶				
	5 幼稚園特別保育	▶				
	6 就学前相談体制の充実	▶	▶			
4 学齢期の支援	1 総合相談事業の充実	▶	▶			
	2 特別支援教育の充実	▶	▶			
	3 育成室の障害児保育	▶	▶			
	4 バリアフリーパートナー事業	▶	▶			
	(5) 個に応じた指導の充実	▶	▶			
	(6) 交流及び共同学習支援員配置事業	▶	▶			
	(7) 特別支援教育担当指導員配置事業	▶	▶			
	(8) 特別支援連携協議会専門家チームの運営	▶	▶			
	9 放課後等デイサービス◆	▶	▶			
5 障害のあるなし に関わらず、地 域で過ごし育つ 環境づくり	1 保育園障害児保育【再掲 4-3-4】	▶				
	(2) 幼稚園特別保育【再掲 4-3-5】	▶				
	3 育成室の障害児保育【再掲 4-4-3】	▶	▶			
	(4) 交流及び共同学習支援員配置事業 【再掲 4-4-6】	▶	▶			
	(5) びよびよひろば	▶	▶			
	(6) 子育てひろば	▶	▶			
	(7) 児童館	▶	▶			
	(8) b-lab(文京区青少年プラザ)	▶	▶			

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 まちのバリアフリーの推進	(1) 建築物等のバリアフリーの推進				
	2 道のバリアフリーの推進 地 2-1-3				
	(3) 文京区バリアフリー基本構想の策定				
	(4) 総合的自転車対策の推進				
	(5) 公園再整備事業				
	(6) コミュニティバス運行				
2 心のバリアフリーの推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業)◆				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
	(3) 障害者事業を通じた地域交流				
3 情報のバリアフリーの推進	(1) 情報バリアフリーガイドラインの策定				
	(2) 情報バリアフリーの推進				
4 防災・安全対策の充実	(1) ヘルプカードの普及啓発				
	(2) 災害時要援護者への支援体制の充実				
	3 災害時要援護者が避難できる場所の整備 地 3-4-4				
	(4) 避難所運営協議会の運営支援				
	5 災害ボランティア体制の整備 地 3-4-3				
	6 耐震改修促進事業				
	7 家具転倒防止器具設置費用助成 地 3-4-5				
	(8) 緊急通報・火災安全システムの設置				
5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	(1) 障害者事業を通じた地域交流【再掲 5-2-3】				
	(2) 地域に開かれた施設運営				
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」【再掲 5-2-2】				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
	(5) 障害者スポーツ等の推進				
6 地域福祉の担い手への支援	1 ボランティア・市民活動への支援 地 1-1-2				
	(2) 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成				
	3 手話奉仕員養成研修事業◆				
	4 ふれあいいきいきサロン 地 1-1-4				
	5 ファミリー・サポート・センター事業 子 3-1-2				
	(6) 民生委員・児童委員協議会への支援と連携				
	(7) 話し合い員との連携				
	8 自発的活動支援事業◆				
	(9) 地域活動参加支援サイト				

第6章 計画事業

第1節 自立に向けた地域生活支援の充実

計画の方針

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進めるとともに、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域定着促進に向けた支援体制の構築や地域生活を支援するための拠点整備などの検討を行い、障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるようにするため、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。



1-1 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域において自立した生活を送れるよう、居宅介護をはじめとする各種障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っていきます。

事業名	1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	【身体介護】 延利用者数	1,158人	1,611人	1,852人	2,113人
	【身体介護】 延利用時間	16,927時間	22,397時間	25,827時間	29,529時間
	【家事援助】 延利用者数	1,394人	1,915人	2,202人	2,515人
	【家事援助】 延利用時間	12,858時間	18,020時間	20,633時間	23,501時間
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

計画事業の表記について

- 事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごと又は平成29年度末の事業量の見込み（もしくは数値目標）を表記しています。
- 実績及び事業量は、年間の数値を表しています。
- ◆は、障害者総合支援法第88条に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。
- *は、用語の説明です。

事業名	1-1-2 重度訪問介護◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	347人	438人	493人	554人
	延利用時間	70,478時間	77,406時間	81,122時間	85,016時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
		※	○		○

※ 15歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定する。

事業名	1-1-3 同行援護◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	666人	714人	738人	762人
	延利用時間	22,686時間	23,562時間	24,354時間	25,146時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-4 行動援護◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	0人	12人	12人	12人
	延利用時間	0時間	756時間	756時間	756時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-5 重度障害者等包括支援◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	0人	12人	12人	12人
	延利用時間	0時間	4,982時間	4,982時間	4,982時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-6 生活介護◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	216人	228人	232人	236人
	延利用日数	49,125日	51,984日	52,896日	53,808日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-7 療養介護◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	121人	120人	120人	120人
	延利用日数	3,673日	3,650日	3,650日	3,650日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-8 短期入所（ショートステイ）◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	<p>自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。</p> <p>平成27年度に区内に事業所が開設し、より利用しやすい環境が整備されることから、事業所の周知に努めるとともに、個に応じた適切な支援を行っていく。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	【福祉型】 延利用者数	111人	227人	268人	310人
	【福祉型】 延利用日数	995日	2,025日	2,390日	2,760日
	【医療型】 延利用者数	24人	35人	42人	51人
	【医療型】 延利用日数	196日	282日	338日	406日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-9 補装具の支給			
所管課	障害福祉課・予防対策課			
事業概要	<p>障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-1-10 意思疎通支援事業◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	派遣件数	1229件	1250件	1250件	1250件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-11 日常生活用具給付◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	396人	402人	406人	409人
	実施件数	1,739件	1,767件	1,781件	1,795件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-12 移動支援◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	2,451人	2,993人	3,301人	3,638人
	延利用時間	44,589時間	57,178時間	64,740時間	73,283時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-13 日中短期入所事業◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	<p>自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設において宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。</p> <p>平成27年度に区内に事業所が開設し、より利用しやすい環境が整備されることから、事業所の周知に努めるとともに、個に応じた適切な支援を行っていく。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	12人	82人	203人	244人
	延利用回数	43回	730回	1,824回	2,189回
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-14 緊急一時介護委託費助成				
所管課	障害福祉課				
事業概要	<p>障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。</p> <p>ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-15 短期保護				
所管課	障害福祉課				
事業概要	<p>心身障害者・児の介護にあたっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘（文京槐の会内）と動坂福祉会館の2か所において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。</p> <p>なお、動坂福祉会館は平成27年度末に閉館するため、平成28年度からは文京藤の木荘のみでの実施となる。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	941人	894人	515人	515人
	延利用時間	16,410時間	15,590時間	7,274時間	7,274時間
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-16 福祉タクシー			
所管課	障害福祉課			
事業概要	身体障害者等の社会生活の利便を図るとともに安心して外出ができるようになるため、福祉タクシー券を交付する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-1-17 地域生活安定化支援事業				
事業概要	あせび会支援センター、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋3ヶ所において、未治療者や治療中断のおそれのある精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	30人	40人	50人	60人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-1-18 日中活動系サービス施設の整備				
所管課	福祉政策課				
事業概要	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	整備費助成数	—	0棟	1棟	1棟
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-1-19 地域生活支援拠点の整備に向けた検討			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>障害者が安心して地域生活を送れるよう、相談支援体制や地域のネットワーク作り、または緊急時の受入やその対応など、障害者の地域生活に必要な機能について支援する施設や拠点等の整備に向けた検討を行う。</p> <p>本事業は、第4期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。(p105参照。)</p>			
3年間の事業量	自立支援協議会や関係機関等と協議し、地域の課題や現状、資源等を勘案しながら、29年度末までの整備が可能となるよう検討を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-2 事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導・監査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行っていきます。

また、障害者施設職員等を対象とし、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を図ります。

事業名	1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進			
所管課	福祉政策課			
事業概要	福祉サービスを提供する事業者に、第三者評価事業を受けることを支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上に資する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-2 障害福祉サービス事業者等への指導・監査			
所管課	障害福祉課			
事業概要	東京都と連携しながら、障害福祉サービス事業者等への指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図り、区の実情（社会福祉法人数、施設数、検査体制等）に応じた実地指導を開始することを目指していく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-3 障害者施設職員等の育成			
所管課	障害福祉課			
事業概要	障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-3 生活の場の確保

障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自らが望む生活の場が確保できるよう、施設入所支援、居住支援についても同時に行っていきます。

事業名	1-3-1 グループホームの拡充				
所管課	福祉政策課・予防対策課				
事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成や、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。また、既存施設がサテライト方式※により定員数を増やす場合も助成を行う。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	整備費助成数	0棟	0棟	1棟	2棟
	定員数	0人	1人	11人	13人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-3-2 共同生活援助(グループホーム)◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。 なお、26年度より、法改正によってケアホームはグループホームに一元化されることとなった。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数(グループホーム)	48人	120人	128人	132人
	実利用者数(ケアホーム)	62人	—	—	—
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

※サテライト方式

地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から創設された、新たなグループホームのあり方。共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応えるため、グループホーム本体との連携を前提とし、一人暮らしに近い形態でサービスを提供する。

事業名	1-3-3 施設入所支援◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	110人	134人	133人	132人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-3-4 居住支援の推進			
所管課	福祉政策課			
事業概要	特に住宅に困窮する障害者の居住に供するため障害者住宅の管理運営を行うとともに、障害者の入居を拒まないバリアフリー化された民間賃貸住宅の確保を進め、障害者の円滑な入居を促進する。障害者住宅の入居者には、介護が必要になっても可能な限り在宅生活が継続できるよう生活支援を強化し、住宅の確保に配慮を要する障害者には、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-4 地域生活への移行及び地域定着支援

福祉施設等入所期間中からの相談等の充実や関係機関との連携を図ることによって地域生活への移行や定着を促し、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきます。

事業名	1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 本事業は、第4期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、平成25年度の施設入所者数のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、3年間の事業量は累計として記載する。(p104参照)				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	移行者数(累計)	—	2人	3人	4人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行◆				
所管課	予防対策課				
事業内容	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、保健師及び地域活動支援センターが、住居や通所訓練施設の確保等の支援を入院中から行い、地域生活への移行を支援する。 本事業は、第4期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。(p105参照)				
3年間の事業量	<ul style="list-style-type: none"> 退院者の地域生活移行の有無について追跡調査を行う。(平成25年度調査対象者数：29人) 国の退院促進施策により増加が見込まれる退院者に対し、保健師及び地域活動支援センターが地域生活移行のための支援を行う。 				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-3 精神障害者の地域定着支援体制の強化			
所管課	予防対策課			
事業概要	在宅の未治療者及び治療中断者、精神科病院退院者などが地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。			
3年間の事業量	実務者連絡会を年間3回程度開催する予定である。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-4-4 地域移行支援◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	4人	10人	20人	30人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-4-5 地域定着支援◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	4人	30人	40人	50人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

1-5 生活訓練の機会の確保

障害者が自立した生活を送れるようにするために、一人ひとりの障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

事業名	1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業				
所管課	保健サービスセンター				
事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、集団生活指導や生活技能訓練など各種のプログラムを用い、対人関係などの障害を改善して社会復帰を目指す。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実施回数	139回	140回	140回	140回
	参加人数	延 1441人	1500人	1500人	1500人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	1-5-2 地域活動支援センター◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	動坂福祉会館、文京総合福祉センター、あせび会支援センター、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行い、障害者等の地域活動支援を図っている。 なお、動坂福祉会館は平成27年度をもって閉館する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	登録者数	157人	230人	278人	337人
	実施箇所数	5箇所	5箇所	4箇所	4箇所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	【機能訓練】 実利用者数	5人	7人	8人	9人
	【機能訓練】 延利用日数	161日	233日	266日	300日
	【生活訓練】 実利用者数	11人	31人	37人	43人
	【生活訓練】 延利用日数	1,102日	2,911日	3,474日	4,038日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-5-4 難病リハビリ教室				
所管課	保健サービスセンター				
事業概要	在宅の難病患者のQOLを維持・向上させることを目的として、難病リハビリ教室及びパーキンソン病体操教室を実施する。				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実施回数	24回	24回	24回	24回
	実施人数	275人	290人	290人	290人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
					○

1-6 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスが受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

事業名	1-6-1 自立支援医療			
所管課	障害福祉課・予防対策課・健康推進課			
事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-2 難病医療費助成			
所管課	予防対策課・保健サービスセンター			
事業概要	<p>認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-6-3 障害者・児歯科診療事業				
所管課	健康推進課				
事業概要	障害者・児等の支援を必要としている方を対象に、口腔機能の改善、向上を図るため、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図っていく。また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。（保健サービスセンター内歯科室で土曜日午後実施）				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	利用者数	185人	240人	240人	240人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-6-4 精神保健・難病相談				
所管課	予防対策課・保健サービスセンター				
事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	【精神保健相談】 実施回数	48回	48回	48回	48回
	【精神保健相談】 延人数	94人	100人	100人	100人
	【訪問指導】 実人数	1,009人	1,000人	1,000人	1,000人
	【訪問指導】 延人数	3,834人	4,000人	4,000人	4,000人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
		○	○		○

1-7 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実に行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に行ってまいります。

事業名	1-7-1 福祉手当の支給			
所管課	障害福祉課			
事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-7-2 児童育成手当の支給			
所管課	子育て支援課			
事業概要	障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

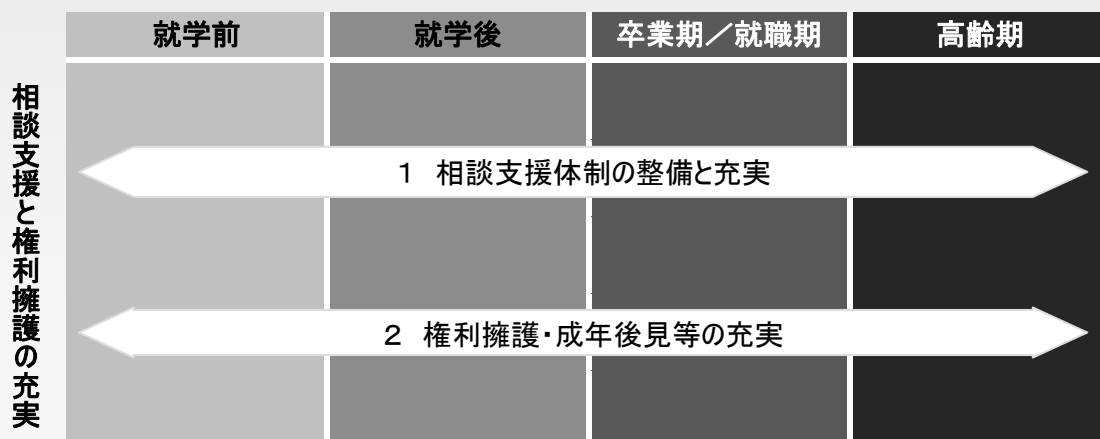
事業名	1-7-3 利用者負担の軽減			
所管課	障害福祉課・予防対策課			
事業概要	<p>障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。</p> <p>現在区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化(平成22年度より)や、高額障害福祉サービス費の補装具費との合算による軽減(平成24年度より)等を実施している。また、平成26年度から国が実施している、就学前の障害児通所施設に係る利用者負担の多子軽減措置に加え、区独自の助成制度を開始することで、利用者負担の軽減を図っている。</p> <p>その他、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を継続して実施しており、適切な対応によって障害福祉サービスの利用を支援する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第2節 相談支援の充実と権利擁護の推進

計画の方針

障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所や保健所、相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、わが国の障害者権利条約の締結を受け、各自治体には障害者の権利の実現に向けた取組についてより一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待防止体制の強化等、障害者の権利擁護についての取組みを推進していきます。



2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、子どもに関する相談については児童発達支援センターが中心となり、各種機関が連携して総合的な相談支援を行っていきます。

※子どもに関する相談支援の充実については、後述の「4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化」に記載しておりますので、併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 総合的な相談支援体制の構築			
所管課	障害福祉課・予防対策課・保健サービスセンター			
事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 計画相談支援◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行う。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	計画作成数	101件	763件	1,046件	1,423件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※計画作成数の事業量の見込みは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を合わせた件数です。25年度実績は、サービス利用支援(新規作成分)のみの件数となっています。

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課・福祉政策課				
事業概要	<p>相談支援事業は、地域生活支援事業の一つであり、自立生活の促進を図ることを目的に、区の窓口や特定相談支援事業所等において障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、相談支援事業の中には、基幹相談支援センターの機能強化事業と住宅入居等支援事業も含まれる。基幹相談支援センターの機能強化事業については、専門職を配置することで、住宅入居等支援事業については必要な障害者等に対し一般住宅入居への支援を行うことにより実施し、障害者等が地域で自立した生活を送ることができるよう推進していく。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	特定相談支援事業者数	7箇所	10箇所	11箇所	12箇所
	基幹相談支援センター機能強化事業	—	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有	有
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>				
3年間の事業量	<p>地域自立支援協議会 6回(年2回)</p> <p>各専門部会 12回(年3回/部会)</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営			
所管課	障害福祉課・予防対策課			
事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
所管課	障害福祉課			
事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
所管課	障害福祉課			
事業概要	障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページ作りを行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-10 障害者 24 時間安心相談・サポート事業			
所管課	予防対策課			
事業概要	精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め 24 時間緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-11 小地域福祉活動の推進			
所管課	福祉政策課・社会福祉協議会			
事業概要	<p>各圏域に地域福祉コーディネーターを配置して、地域の支えあい力を高め、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を地域の人とともに考え、その解決に向けた取組みを支援する。</p> <p>事業は、社会福祉協議会が実施する。</p>			
3年間の事業量	<p>住民主体の小地域福祉活動をできるだけ早期に区内全域で推進する。その中で、アウトリーチの手法により地域課題を掘り起し、個別ケースを関係機関や住民と連携して解決に近づける。また、既存の制度・サービスがない場合には、住民をととも新たな仕組みづくりに取り組む。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送れるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。

事業名	2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進				
所管課	福祉政策課・社会福祉協議会				
事業概要	<p>高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。</p> <p>事業は、社会福祉協議会が実施する。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	福祉サービス利用援助事案件数	30件	32件	33件	34件
	財産保全管理サービス件数	29件	33件	34件	35件
	法律相談件数	6件	12件	12件	12件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-2-2 成年後見制度の推進◆				
所管課	福祉政策課・社会福祉協議会				
事業概要	<p>成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権利擁護を推進する。また、学習会の開催等を通じて、成年後見制度に対する普及・啓発を進める。</p> <p>事業は、社会福祉協議会が実施する。</p> <p>なお、地域生活支援事業における法人後見養成研修事業については、平成28年度からの事業開始に向けて検討を進めていく。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	法人後見受任件数	11件	13件	15件	17件
	専門相談件数	23件	36件	36件	36件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	2-2-3 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実			
所管課	福祉政策課・社会福祉協議会			
事業概要	<p>福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援に努める。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて、中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。</p> <p>事業は、社会福祉協議会が実施する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-2-4 障害者・児童虐待防止対策支援事業			
所管課	障害福祉課・予防対策課・男女協働子ども家庭支援センター担当課・高齢福祉課			
事業概要	<p>区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。</p> <p>障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。また、対象者の年齢に応じて、子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

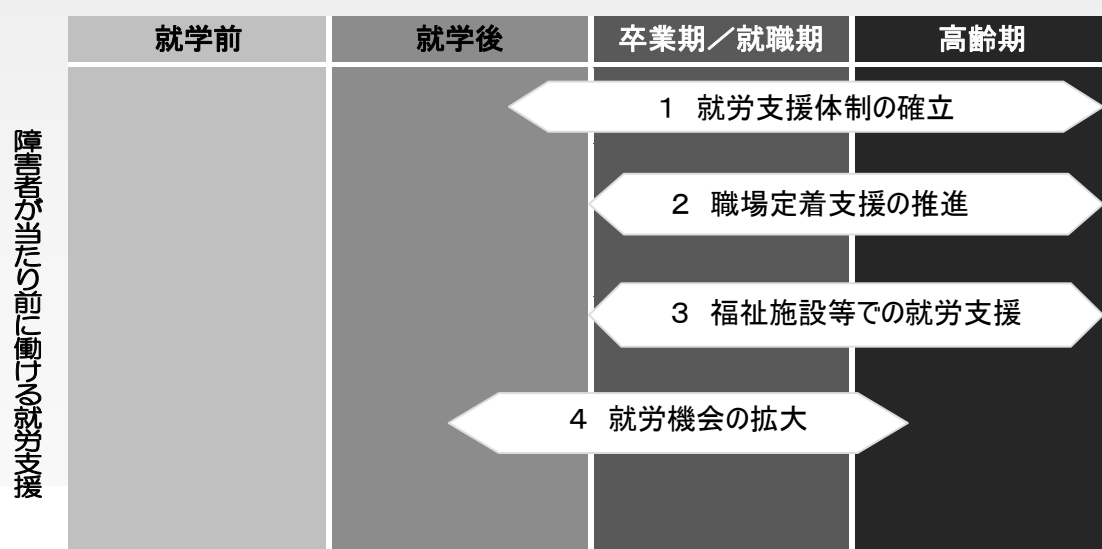
第3節 障害者が当たり前で働ける就労支援

計画の方針

ノーマライゼーションの理念の浸透や大企業を中心としたCSR（企業の社会的責任）の進展などを背景に、障害者の雇用数が増加しています。さらに障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げ（平成25年4月）、障害者雇用納付金制度の改正（平成27年4月）、就労者に対する合理的配慮の提供（平成28年4月）、精神障害者の雇用義務の追加（平成30年4月）など、障害者就労を促進する政策が打ち出されています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、職場の上司や同僚の理解と協力などを求める声があり、雇用側と障害者を結び付ける橋渡しが必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められてきています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るとともに、就労支援センターの専門性を高め、関係機関等との連携強化を図りながらきめ細やかな支援を行っていきます。また、就労の機会拡大を図ると共に、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。



3-1 就労支援体制の確立

障害者が当たり前働き、地域において自立した生活ができるように、就労支援体制の充実を図ります。多様化する様々な障害に適切に対応するため、障害者就労支援センターの専門性を高め、機能の拡充を図ります。また、関係機関によるネットワークを重視するとともに、助成制度の活用を促し、地域で支援を行う体制を構築していきます。

事業名	3-1-1 障害者就労支援の充実				
所管課	障害福祉課				
事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性に応じた専門的な支援や相談時間、余暇支援の拡充などを目的として、平成27年度より障害者就労支援センターを委託し、より充実した支援を図る。また、相談室の拡充や訓練作業室の設置を目的として、平成28年度に文京区民センターへ移転する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	就労継続者数	96人	116人	126人	136人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実			
所管課	障害福祉課			
事業概要	文京区障害者就労支援連絡会議や地域自立支援協議会就労支援専門部会等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図り、就労支援のネットワークの構築を図る。また、区内障害者施設職員等を対象にした勉強会などを実施し、就労を目指す障害者や、就職した後の障害者を支えていくための仕組みを確立していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

事業名	3-1-3 就労促進助成事業				
所管課	障害福祉課				
事業概要	<p>一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、受入れ企業等に対して謝礼金を支給することや、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。また、障害者の雇用を検討している企業にも実習を実施することで、障害者への理解を深め、障害者雇用の検討を促していく。</p>				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	企業実習日数	131日	140日	140日	140日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		

3-2 職場定着支援の推進

障害者雇用を行う企業が雇用を継続し、また、就労している障害者が安心して働き続けられるように、企業に対する支援も行っていきます。

また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場を訪問しての支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇活動への支援をより充実させていき、意欲をもって、長く勤めていけるよう継続的な支援を行っていきます。

事業名	3-2-1 就業先企業への支援				
所管課	障害福祉課				
事業概要	障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等もあり、増加する障害者雇用を検討する企業に対し、相談支援を行う。また、企業が雇用している障害者等についての相談を受けるとともに、障害特性に応じた適切な対応、環境調整などの必要なサポートを行うことにより、障害者雇用の進展を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	企業への支援	784件	864件	904件	944件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-2-2 安定した就業継続への支援				
所管課	障害福祉課				
事業概要	就労先への定期的な職場訪問を実施して、就業先での状況確認を行うとともに、個別面談などを通して安定した就業継続が行えるように支援を行う。特別支援学校や職業訓練校、就労移行支援事業所等からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。また必要に応じ、ジョブコーチを活用することも視野に入れ個別的な支援に努める。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	職場定着支援数	1,557件	1,757件	1,857件	1,957件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-2-3 就労者への余暇支援			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>就労している障害者は、職場と自宅の往復のみになりがちな面があることから、ワークライフバランスを充実させ、明日の活力を生み出す一助となることを目的に余暇支援事業を実施する。定期的に夜間に実施している「たまり場」を、情報交換や仲間づくりの場として継続実施していくとともに、利用者からの要望が高い、休日等での実施を行うなど余暇支援を充実させていく。また、就業継続意欲向上を目的として、就労継続者を表彰する祝う会についても継続して実施していく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な訓練等を行うことで、就労を希望する誰もが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるように取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・使用調達促進及び福祉施設共同受注の取組みの構築などにより、工賃の増加を図るなど支援の拡充を図っていきます。

事業名	3-3-1 福祉施設から一般就労への移行◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	就労移行支援や就労継続支援B型等の福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるように、必要な訓練を行い、一般就労へ移行することを推進する。 本事業は、第4期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。(p105 参照。)				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	移行人数	9人	15人	21人	26人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	3-3-2 就労移行支援◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	72人	110人	119人	112人
	延利用日数	8,303日	12,826日	13,875日	13,059日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	3-3-3 就労継続支援(A型・B型)◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	【A型】 実利用者数	11人	12人	15人	16人
	【A型】 延利用日数	1,458日	1,925日	2,406日	2,566日
	【B型】 実利用者数	242人	276人	307人	345人
	【B型】 延利用日数	36,461日	40,462日	45,006日	50,577日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-3-4 福祉的就労の充実			
所管課	障害福祉課			
事業概要	福祉施設における利用者の工賃の増加を図るため、区や民間企業等からの受注を促進し、販路の拡大を図る。そのために区内施設によるネットワーク組織を構築し、共同した受注や商品開発、販売促進PR活動などを進めていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	3-3-5 障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進			
所管課	障害福祉課			
事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進にあたっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

3-4 就労機会の拡大

障害者を区の非常勤職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行うことに加え、区の施設内に障害者雇用事務所を誘致する等して、地域における障害者雇用の場の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

事業名	3-4-1 区の業務における就労機会の拡大			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>「障害者就労庁内検討会」の検討を踏まえ、平成26年6月より、庁内での知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まった。直接雇用の担当課と障害者就労支援センターとの連携により、障害者雇用の定着を促進し、更なる拡大につなげていく。</p> <p>また、区役所内においてのインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-4-2 障害者雇用の普及・啓発			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>障害者の就労意欲の喚起や啓発を行うとともに、企業に対しては、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、障害者が安心して働ける就労の機会拡大に取り組む。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

事業名	3-4-3 地域雇用開拓の促進			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>地域自立支援協議会就労支援専門部会で検討を進め、地域特性を生かした障害者雇用先の開拓に取り組む。</p> <p>また、新たに区が整備する施設（文京総合福祉センター、文京区民センター）において、障害者が就労する場を創出する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

第4節 子どもの育ちと家庭の安心への支援

計画の方針

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の構築を図っていきます。また、新たに設置する児童発達支援センターにおいては、地域の障害児やその家族への相談支援や他の障害児事業所への援助・助言などを実施し、地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害児と健常児が共に育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭への負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健やかな成長			
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化			
	3 乳幼児期・就学前の支援			
	4 学齢期の支援			
	5 障害のあるなしに関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり			

4-1 障害のある子どもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センター*等の相談機関など庁内の連携を図り、発達に支援の必要がある子どもに対し、障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

※児童発達支援センターは、新教育センターの機能の一部として平成27年4月から開設します。

事業名	4-1-1 乳幼児健康診査			
所管課	保健サービスセンター			
事業概要	乳幼児の健やかな発達を支援するため4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等を実施する。また、未来所者には家庭訪問を行い、状況を把握していく。			
3年間の事業量	項目	25年度実績		29年度末
	【4か月児健康診査】 実施回数	60回		60回
	【4か月児健康診査】 受診率	98.0%		98%
	【1歳6か月児健康診査（歯科）】 実施回数	30回		30回
	【1歳6か月児健康診査（歯科）】 受診率	92.7%		90%以上
	【3歳児健康診査】 実施回数	30回		30回
	【3歳児健康診査】 受診率	94.8%		90%以上
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-1-2 発達健康診査				
所管課	保健サービスセンター				
事業概要	運動発達の遅れや発達障害が疑われる乳幼児を対象に、専門医師による健診、保健師による保健指導を行い、子どもの発達の遅れを早期発見するとともに、関係機関と連携し、適切な療育につなげる。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実施回数	24回	24回	24回	24回
	受診者数	146人	150人	150人	150人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名	4-1-3 療育相談の充実			
所管課	福祉センター			
事業概要	新教育センターでの総合相談事業において、関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある子どもの保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練、グループ指導、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。			
3年間の事業量	保健サービスセンター等の関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある子どもの早期相談、早期療育につなげる。 新設の教育・発達相談窓口において適切な相談支援を行っていくため、他機関とのさらなる連携強化及びネットワークの構築を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-1-4 発達に関する情報の普及啓発			
所管課	保健サービスセンター・福祉センター			
事業概要	子どもの発達に関する相談窓口や支援内容についての情報を、ホームページ、リーフレット等で周知していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

新たに設置した教育と福祉の総合相談窓口である児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制を構築していきます。また、福祉や教育、保健、子育て等の各分野連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のある子どもの発達や成長を促していきます。

事業名	4-2-1 児童発達支援センターの運営			
所管課	福祉センター			
事業概要	児童福祉法に基づく児童発達支援センターを開設し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域の障害児支援に取り組む。			
3年間の事業量	発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、生活指導、集団生活適応指導、機能訓練等を行う。 また、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などの地域支援を行うとともに、保育所等訪問支援の実施に向けた検討を進める。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-2 多様な支援機関の連携			
所管課	障害福祉課・教育指導課・教育センター・保健サービスセンター・福祉センター・男女協働・子ども家庭支援センター担当課			
事業概要	特別支援連携協議会を通じ、教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-3 継続支援体制の充実			
所管課	福祉センター・教育指導課			
事業概要	特別支援連携協議会を通じて関係機関との連携の強化を図るとともに、就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関がお子さんの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル」を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-4 専門的療育訓練			
所管課	福祉センター			
事業概要	児童発達支援センターにおいて、発達に何らかの遅れ等がある乳幼児、児童・生徒を対象に、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門訓練を実施する。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後（小・中・高） ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-5 個別の支援計画の作成			
所管課	福祉センター・保育課・教育指導課・教育センター			
事業概要	学校や新教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も踏まえながら「個別の支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後（小・中・高） ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-6 専門家による巡回相談事業			
所管課	教育指導課・教育センター・福祉センター			
事業概要	専門家（心理職、作業療法士等）が保育園、幼稚園を巡回し、発達に遅れ等がある子に関して職員への助言や家族への支援を行い、障害の早期発見・早期療育の充実を図る。また、小・中学校においては、臨床発達心理士を通常の学級に派遣し、特別な配慮を必要とする子どもへの支援方法を教職員に指導育成していく。さらに、言語聴覚士等を特別支援学級等に派遣し、学齢期における療育的支援の充実を図る。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後（小・中・高） ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-7 障害児相談支援◆				
所管課	福祉センター・障害福祉課・予防対策課				
事業概要	<p>児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。</p>				
3年間の 事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	障害児相談支援 事業者数	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
	障害児支援利用 計画作成数	172件	288件	328件	356件
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

4-3 乳幼児期・就学前の支援

子どもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある乳幼児に対して適切な療育を行うとともに、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長のための取組みを行っていきます。

事業名	4-3-1 児童発達支援◆				
所管課	福祉センター・障害福祉課・予防対策課				
事業概要	児童福祉法に基づき、児童発達支援センター等において未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	808人	1,424人	1,567人	1,724人
	延利用日数	5,158日	9,256日	10,186日	11,206日
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	※			

※15歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合は、児童発達支援事業の対象となります。

事業名	4-3-2 医療型児童発達支援◆				
所管課	障害福祉課				
事業概要	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	延利用者数	12人	24人	24人	24人
	延利用日数	136日	168日	168日	168日
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

事業名	4-3-3 保育所等訪問支援◆			
所管課	障害福祉課・予防対策課・福祉センター			
事業概要	保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し集団生活へ適応するための専門的な支援を行う。本事業は児童福祉法の改正による新たなサービスであり、平成27年度より開設する、児童発達支援センターの機能として位置づけられるものである。			
3年間の事業量	児童発達支援センターにおいて、平成28年度中の事業の開始に向けて検討を進めていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	※（小のみ）		

事業名	4-3-4 保育園障害児保育				
所管課	保育課				
事業概要	区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に課題のある特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実施保育園数	18園	18園	18園	18園
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名	4-3-5 幼稚園特別保育			
所管課	教育指導課			
事業概要	区立幼稚園において、特別な支援が必要な児童が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していく。			
3年間の事業量	特別な支援が必要な園児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の園児の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつながるシステムを整備する。 具体的には、特別支援連携協議会の専門家チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する非常勤職員及び臨時職員の配置等を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-6 就学前相談体制の充実			
所管課	教育指導課			
事業概要	<p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。</p>			
3年間の事業量	<p>特別支援教育相談委員会の円滑な運営のもと、個々のニーズに応じた適切な支援を行う。小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や、卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。</p> <p>特別支援連携協議会（専門家チーム）との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、教育ニーズに合わせたきめ細かな教育的支援の充実を図ります。

また、生活能力向上のために必要な訓練の提供と併せて社会との交流促進を図るため、学齢児の放課後の居場所づくりを行っていきます。

事業名	4-4-1 総合相談事業の充実			
所管課	教育センター			
事業概要	<p>いじめ、不登校、非行、発達障害、集団不適応等の幼児・児童・生徒の問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けて、各園・学校と総合相談の各機能の連携を深めながら、効率的・効果的な支援を行う。</p> <p>さらに、新教育センターにおいて教育相談室と療育相談（4-1-3 参照）の窓口一元化及び幼稚園・保育園の巡回相談の移管を行い、乳幼児期から学齢期への切れ目のない相談支援を行う。</p>			
3年間の事業量	<p>新教育センター開設により、学校支援の拠点として各園・学校への連携・支援体制の強化を進めるとともに相談体制の充実を図る。</p> <p>1 総合相談事業の強化 （教育相談室、スクールカウンセラーの配置及び派遣、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーの配置、巡回相談員派遣、育成室巡回相談、学校と家庭の連携推進事業）</p> <p>2 教育相談と療育相談の一元化による支援の強化 乳幼児から18歳までのライフステージで応じた切れ目のない相談・支援の充実を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-4-2 特別支援教育の充実			
所管課	教育指導課			
事業概要	<p>文京区教育振興基本計画を踏まえ、区立小学校及び中学校に特別支援教育担当指導員・交流及び共同学習支援員やバリアフリーパートナーを配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。</p>			
3年間の事業量	<p>特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進める。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-4-3 育成室の障害児保育				
所管課	児童青少年課				
事業概要	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な障害のある児童に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。障害児保育補助の非常勤職員を配置し保育環境を整えるとともに、指導員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、障害児育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	障害児保育を行う育成室数	26室	32室	34室	36室
	個別指導計画を作成する育成室	26室	32室	34室	36室
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
		○			

事業名	4-4-4 バリアフリーパートナー事業*				
所管課	教育指導課				
事業概要	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、障害者への支援に理解のある大学生や地域人材等の協力を得て児童・生徒へのサポートを行う。				
3年間の事業量	児童・生徒のニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、引き続き大学やNPO法人と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保や、資質の向上を図るための研修等を実施する。				
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

*バリアフリーパートナー事業

心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子どもたちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるよう支援をするボランティア。

事業名	4-4-5 個に応じた指導の充実			
所管課	教育指導課			
事業概要	区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに、特別支援教育担当指導員を配置し、個への対応の充実を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-6 交流及び共同学習支援員配置事業			
所管課	教育指導課			
事業概要	特別支援学級を設置している区立小・中学校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」が円滑に行われるように、交流及び共同学習支援員を配置する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-7 特別支援教育担当指導員配置事業			
所管課	教育指導課			
事業概要	区立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援ため、全ての小・中学校に教員免許をもつ指導員を配置し、在籍学級の担任等との連携のもとに、一斉指導の中での個別指導や、校内に設置された特別支援教室等で専門的指導・支援を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-8 特別支援連携協議会専門家チームの運営			
所管課	教育センター			
事業概要	相談員や特別支援学校・特別支援学級の教員、専門療法士など、様々な専門家を教育相談コーディネーターの調整のもとで、特別支援連携協議会の専門家チームとして、園、学校に派遣し、特別支援教育に係る支援を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-4-9 放課後等デイサービス◆				
所管課	障害福祉課・予防対策課				
事業概要	<p>就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所とする。</p> <p>平成 27 年度より文京総合福祉センター内の施設をはじめとして、より利用しやすい環境が整備されることから、事業所の周知に努めるとともに、個に応じた適切な支援を行っていく。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	実利用者数	38人	110人	138人	148人
	延利用日数	2,473日	7,698日	9,639日	10,944日
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
		○			

4-5 障害のあるなしに関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

障害のあるなしに関わらず全ての子どもが、地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害児と健常児が自然に交流できるような環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

事業名	4-5-5 ぴよぴよひろば			
所管課	男女協働・子ども家庭支援センター担当課			
事業概要	子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-5-6 子育てひろば			
所管課	子育て支援課、児童青少年課、保育課			
事業概要	乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、専門指導員により利用者の子育てに関する相談を受ける子育てひろばの拡充を行い、子育て支援の充実を図る。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-5-7 児童館			
所管課	児童青少年課			
事業概要	館内に遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等があり、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後（小・中・高） ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-5-8 b-lab（文京区青少年プラザ）			
所管課	児童青少年課			
事業概要	平成 27 年 4 月に開設する区内初の中高生向け施設「b-lab（文京区青少年プラザ）」において、全ての中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、自主性・社会性を促す。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

第5節 ひとにやさしいまちづくりの推進

計画の方針

ひとにやさしいまちづくりの実現にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、誰もが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組みを進めていきます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の確保や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を基本とした地域づくりを進めます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
ユニバーサルデザインの推進	1 まちのバリアフリーの推進			
	2 心のバリアフリーの推進			
	3 情報のバリアフリーの推進			
	4 防災・安全対策の充実			
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援			
	6 地域福祉の担い手への支援			

5-1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などが安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境整備を進めます。

事業名	5-1-1 建築物等のバリアフリーの推進			
所管課	障害福祉課			
事業概要	すべての人が区内の公共的性格をもつ各種施設を円滑に利用できるようにするため、施設の整備等を行う際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れることによって、福祉のまちづくりを推進する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-2 道のバリアフリーの推進				
所管課	道路課				
事業概要	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成12年度の現況調査により抽出した3,969か所について、歩道の拡幅、段差解消（解消後の標準段差2cm）、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	整備件数	175件	120件	120件	120件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-1-3 文京区バリアフリー基本構想の策定			
所管課	都市計画課			
事業概要	公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想を策定する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-4 総合的自転車対策の推進			
所管課	管理課			
事業概要	歩行環境の改善のために、自転車駐車場の整備、自転車等放置禁止地域の設定、放置自転車の撤去を行う。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-5 公園再整備事業			
所管課	みどり公園課			
事業概要	区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園の再整備を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-6 コミュニティバス運行			
所管課	区民課			
事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-2 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、ともに住み慣れた地域で生活をするため、講演会や行事等を通じて障害に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。

また、各施設を開放した事業等により地域との交流を進めることで、障害に対する理解不足の解消に取り組みます。

事業名	5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆			
所管課	障害福祉課			
事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害や障害のある人に対する理解を促していく。			
3年間の事業量	講演会の実施 6回（年2回） パンフレット等の作成			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
所管課	障害福祉課				
事業概要	「障害者週間(12月3日～9日)」を記念して、障害福祉についての関心や理解を促進するため、障害のある人もない人も共に集い交流を図るための催しを開催する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	入場者数	3,342人	3,400人	3,400人	3,400人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-2-3 障害者事業を通じた地域交流			
所管課	障害福祉課			
事業概要	障害者・児と地域の交流を促し、日常生活を豊かにするとともに社会参加を促進するため、各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房、ステージエコ参加など）を通じた様々な地域活動への参画を推進する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、情報を取得するための支援として、障害者パソコン講座等の開催を行います。

事業名	5-3-1 情報バリアフリーガイドラインの策定			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>障害者が日常生活や社会生活の中で、情報のバリアを感じることなく地域で安心して暮らすために、情報発信方法等において行政が必要な配慮は何かを検討するとともに、情報バリアフリーを推進するためのガイドラインを作成する。また作成したガイドラインを活用して、情報バリアフリーについての理解を深め、だれにでも見やすく分かりやすい情報提供をするための工夫や配慮について区民に周知していく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-3-2 情報バリアフリーの推進			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、新たな技術の開発に注視し、その有効性を勘案しながら適切な媒体による情報提供を推進していく。</p> <p>また、パソコン教室といった講座等を実施するなど、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行うことで、情報バリアフリーの推進を図っていく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう災害時要援護者への支援体制を構築するとともに、近所住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

事業名	5-4-1 ヘルプカードの普及啓発			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>ヘルプカードは、発災時及び障害者等が困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードで、緊急連絡先や配慮してほしい内容などが記載できるものである。</p> <p>ヘルプカードの活用を促すため、障害者等に記載・携帯例を示したチラシを配布するとともに、区の窓口やホームページで障害者等への周知を図っていく。また、いざという時に障害者が必要とする支援や配慮を受けることが出来るように、地域住民や警察・消防署等の関係機関に対しての周知を進めていく。このように両者にヘルプカードの普及啓発を図ることで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-2 災害時要援護者への支援体制の充実			
所管課	防災課・障害福祉課・予防対策課			
事業概要	<p>災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に対し、災害発生時の安否確認、避難誘導等を適切に行うことができるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員等関係機関との連携をさらに強化し支援体制の充実を図る。</p> <p>また、災害時の停電等により生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-3 災害時要援護者が避難できる場所の整備			
所管課	防災課・障害福祉課			
事業概要	災害時に避難所での避難生活が著しく困難な災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するため、二次避難所として福祉避難所を開設する。			
3年間の事業量	既存の7か所の福祉避難所への備蓄物資や機器類の整備を行うほか、区内の福祉関連施設と協力し、福祉避難所数の拡充を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-4 避難所運営協議会の運営支援			
所管課	防災課			
事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-5 災害ボランティア体制の整備				
所管課	福祉政策課・社会福祉協議会				
事業概要	災害時に、ボランティアの力と地域住民の支援ニーズをコーディネートすることで、被災者に対して地域住民の力や行政だけでは取り組むことの出来ない部分の復旧復興支援を行う、災害ボランティアセンターがいつでも設置できる体制を整える。事業は社会福祉協議会が実施する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	登録スタッフ数	-	14人	20人	25人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-4-6 耐震改修促進事業				
所管課	建築指導課				
事業概要	建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	52件	100件	100件	100件
	木造住宅耐震設計・改修 (高齢者・障害者)	25件	30件	30件	30件
	木造住宅耐震改修 シェルター設置 (高齢者・障害者)	1件	2件	2件	2件
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	5-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成				
所管課	防災課				
事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、災害時要援護者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	家具転倒防止器具 購入・設置費用助成	26世帯	100世帯	100世帯	100世帯
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-4-8 緊急通報・火災安全システムの設置			
所管課	障害福祉課			
事業概要	<p>緊急通報システム及び火災安全システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。</p> <p>【緊急通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、東京消防庁に通報するとともにあらかじめ協力を依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行う。</p> <p>【火災安全システム】重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置する。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報され、消防車が出動する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

5-5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることが出来るよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

事業名	5-5-2 地域に開かれた施設運営			
所管課	障害福祉課			
事業概要	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域に開かれた施設運営を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-5-4 心身障害者・児レクリエーション			
所管課	障害福祉課			
事業概要	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-5-5 障害者スポーツ等の推進			
所管課	スポーツ振興課			
事業概要	障害者（児）向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。また、スポーツ施設を改修する際には、バリアフリー化を進めるなど、誰もが利用しやすい施設環境を整備する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

5-6 地域福祉の担い手への支援

ボランティア、民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような団体に対して、支援を行い、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行い、暮らしやすい地域づくりを目指します。

事業名	5-6-1 ボランティア・市民活動への支援				
所管課	福祉政策課・社会福祉協議会				
事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進することともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。事業は社会福祉協議会が実施する。</p>				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	ボランティア・市民活動まつり参加団体数	75団体	80団体	82団体	84団体
	利用登録団体数	79団体	85団体	108団体	116団体
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-2 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成			
所管課	社会福祉協議会			
事業概要	<p>日常生活の支障となっている障壁を取り除き、視覚障害者・聴覚障害者等が情報を得られる環境を整備し、だれもが自らの意思で自由に行動しあらゆる分野に主体的に参加できるようにするため、点訳、手話通訳ボランティアを養成する。事業は社会福祉協議会が実施する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

事業名	5-6-3 手話奉仕員養成研修事業◆			
所管課	障害福祉課・社会福祉協議会			
事業概要	聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。			
3年間の事業量	手話奉仕員養成研修事業については引き続き実施するとともに、今後の事業展開や手話奉仕員の活用等について検討していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-4 ふれあいいいききサロン				
所管課	福祉政策課・社会福祉協議会				
事業概要	外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支えあい、だれもが安心して楽しく暮らせるよう住民主体のサロンづくりを支援する。事業は社会福祉協議会が実施する。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	サロン設置数	90箇所	91箇所	92箇所	95箇所
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-5 ファミリー・サポート・センター事業				
所管課	子育て支援課・社会福祉協議会				
事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。 また、現在のファミリー・サポート・センター事業を継続しながら、事業の受託者である文京区社会福祉協議会と連携し、依頼会員及び提供会員にとって、よりニーズに合った、事業となるよう検討していく。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	活動件数	6,261件	6,400件	6,500件	6,600件
	会員数	2,282人	2,350人	2,400人	2,450人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

事業名	5-6-6 民生委員・児童委員協議会による相談援助活動			
所管課	障害福祉課・福祉政策課			
事業概要	地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員協議会への支援や連携を通じて、地域で障害を持つ人への幅広い援助・支援を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-7 話し合い員との連携			
所管課	障害福祉課・高齢福祉課			
事業概要	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方及び重度の身体障害者世帯の方を対象に、孤独感を和らげるため、話し合い員が定期的に家庭を訪問し、話し相手になり、あわせて安否の確認を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
				○

事業名	5-6-8 自発的活動支援事業◆			
所管課	障害福祉課			
事業概要	障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動等のボランティア活動を障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。			
3年間の事業量	事業の枠組み等についての検討を行い、事業の実施に向けた取り組みを行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-9 地域活動参加支援サイト			
所管課	区民課			
事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会、社会教育団体など、区内の非営利の公益活動を紹介する情報サイトとfacebook（フェイスブック）等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を一体的に活用し、地域活動への参加促進を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第7章 障害福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第4期障害福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援など、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針（29ページ脚注参照）を示しています。

基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活の移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」の4点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

これに基づき第7章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合を図りながら、平成29年度までに達成すべき、成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

第1節 第4期障害福祉計画における成果目標について

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

（p54 ページ第6章計画事業 1-4-1 参照）

国の基本指針では、平成25年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、29年度末における地域生活に移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること
- ② 29年度末の施設入所者数を、25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減すること

◆本区における施設入所支援利用者は、平成25年度末時点で110人となっています。平成27年4月に区内初40名規模の入所施設が開設することから、平成27年度の施設入所利用者数については、25名程度の増加を見込んでいます。（p53 ページ第6章計画事業 1-3-3 参照）

◆その上で、施設入所者数を毎年1人ずつ減らし、平成29年度末における地域生活移行者数を4人と施設入所支援利用者数132人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活の移行

(p54 ページ第6章計画事業 1-4-2 参照)

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、都道府県においては入院中の精神障害者の退院について、「入院後三か月時点の退院率」及び「入院後一年時点の退院率」、「長期在院者数」に関する目標値を設定することとしています。

◆本区では、退院者の地域生活移行の有無についての追跡調査や退院者に対する支援の実施など、今後東京都等と連携して実態把握に努めるとともに、受け入れ態勢を整備し、地域移行を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

(p50 ページ第6章計画事業 1-1-19 参照)

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等）を集約し、障害者支援施設等に付加した拠点を平成29年度までに少なくとも1か所整備することとしています。

◆本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成29年度末までの整備が可能となるよう検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

(p73 ページ第6章計画事業 3-3-1 参照)

基本指針では、福祉施設から一般就労への移行についての目標値を平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業利用者数	29年度末利用者数が25年度末利用者数の6割以上増加すること
事業所ごとの就労移行率	就労移行支援事業所の内、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする

◆本区においては、平成24年度は13人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、平成29年度中の福祉施設からの一般就労への移行者について、平成24年度実績の2倍の26人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

◆また、成果目標の達成のための就労移行支援事業利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標については、以下のように設定します。

- ・ 就労移行支援事業の利用者数 … 37人の増加

	平成25年度末	平成29年度末
利用者数	67人	104人 (5.5割の増加)

- ・ 事業所ごとの就労移行率 … 就労移行率が3割以上の事業所を2か所増加

	平成25年度	平成29年度
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所	1か所 (区内6か所中※)	3か所

※平成26年4月1日現在の就労移行支援事業所数

第2節 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

◆各事業の1月あたりの利用者数及び利用量について

第1節で示した成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1月あたりの必要量の見込みを定めることとしています。

次ページに示す1月あたりの見込み量は、第6章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧】

		25年度実績	27年度	28年度	29年度	
訪問系サービス	居宅介護(身体介護)	実利用者数	97	134	154	176
		延利用時間	1411	1866	2152	2461
	居宅介護(家事援助)	実利用者数	116	160	184	210
		延利用時間	1072	1502	1719	1958
	重度訪問介護	実利用者数	29	37	41	46
		延利用時間	5873	6451	6760	7085
	同行援護	実利用者数	56	60	62	64
		延利用時間	1891	1964	2030	2096
	行動援護	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	63	63	63
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1	
	延利用時間	0	415	415	415	
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	212	226	230	234
		延利用日数	4,094	4,332	4,408	4,484
	自立訓練(機能訓練)	実利用者数	3	4	4	5
		延利用日数	13	19	22	25
	自立訓練(生活訓練)	実利用者数	9	22	27	31
		延利用日数	92	243	290	336
	就労移行支援	実利用者数	66	88	95	90
		延利用日数	692	1,069	1,156	1,088
	就労継続支援A型	実利用者数	9	11	14	15
		延利用日数	122	160	201	214
	就労継続支援B型	実利用者数	225	268	298	335
		延利用日数	3,038	3,372	3,751	4,215
	療養介護	実利用者数	10	10	10	10
	短期入所(福祉型)	実利用者数	9	19	22	26
延利用日数		83	169	199	230	
短期入所(医療型)	実利用者数	2	3	4	4	
	延利用日数	16	24	28	34	
居住系サービス	共同生活援助 (H27年度からの見込み量には、 共同生活介護利用分を合算)	実利用者数	48	120	128	132
	共同生活介護 (共同生活介護はH26年度から共 同生活援助に一元化)	実利用者数	62	-	-	-
	施設入所支援	実利用者数	110	134	133	132
支援相談	計画相談支援	実利用者数	8	64	87	119
	地域移行支援	実利用者数	0.3	0.8	1.7	2.5
	地域定着支援	実利用者数	0.3	2.5	3.3	4.2
障害児支援	児童発達支援	実利用者数	67	119	131	144
		延利用日数	430	771	849	934
	医療型児童発達支援	実利用者数	1	2	2	2
		延利用日数	11	14	14	14
	放課後等デイサービス	実利用者数	36	99	124	133
		延利用日数	206	642	803	912

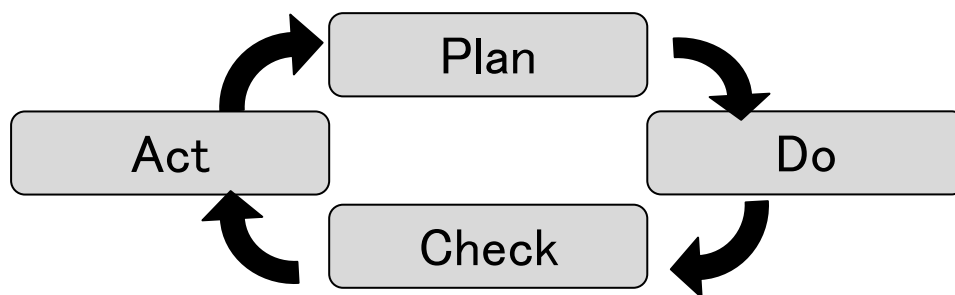
※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

第3節 障害福祉計画の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第4期障害福祉計画の評価を行うとともに必要がある場合は、計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会において行うなど、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする